

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
(十一ノ二) -民事局参事官室試案第七～第十まで及
び中間配当について-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2013-11-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16139

【論 説】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会（十一ノ二）

——民事局参事官室試案第七ノ第十まで及び中間配当について——

三 枝 一 雄

目 次

はじめに

第一 問題提起

第二 個別論点の審議

一 監査役の資格

二 監査役の任期

三 監査役の選任

四 監査役の解任

五 監査役の報酬

六 監査費用（以上本誌八五卷四・五合併号）

七 監査役の報告書の記載事項（以下本号）

八 監査期間

九 定時総会の招集通知

一〇 中間配当
おわりに

はじめに

本稿は、前稿に引き続き、昭和四三年二月四日に開催された法制審議会商法部会小委員会第十一回会議における民事局参事官室試案の第七以降第十まで及び中間配当についての審議の状況をまとめたものである。

七 監査役報告書の記載事項

試案第八 監査役の報告書の記載事項

監査役が定時総会に提出すべき報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (一) 監査役が会計について行なった監査の方法の概要、特に財産目録及び商法第三十二条の記載の正確性について行なった調査の方法並びに取締役から監査のため必要な報告を得たか否か。
- (二) 財産目録及び前号の帳簿の記載が正確か否か。
- (三) 貸借対照表及び損益計算書の記載が財産目録及び第一号の帳簿の記載と合致するか否か。
- (四) 貸借対照表及び損益計算書の内容及び記載方法その他の様式が法令及び定款に適合しているか否か。
- (五) 商法二百八十七条ノ二の引当金が設定されているときは、その設定が必要か否か。

(六) 営業報告書の内容が真実であるか否か。

(七) 準備金及び利益又は利息の配当に関する議案が法令及び定款に適合しているか否か並びに会社の財産状況その他の事情に照らして不当であるときはその旨。

(八) 監査役が会計以外の業務について行つた監査の方法の概要。

(九) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があるときは、その事実。

(理由) 現行法は、監査役が定時総会に提出すべき報告書の記載事項について規定を設けていないが、監査が適正に行なわれることを確保し、株主が監査の方法及び結果について知ることができるようにするため、監査役の報告書の記載事項を定めるものである。

第一号から第七号までは、主として、会計監査の方法及び結果に関する記載事項である。第一号は会計監査の方法の概要を、第二号は財産目録及び会計帳簿の記載の正確性を、第三号はこれらの書類と貸借対照表及び損益計算書の記載が合致するか否かを、第四号は貸借対照表及び損益計算書に関する監査の結論として、これらの書類が商法、株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則その他の法令並びに定款に適合するか否かを、第五号は商法第二百八十七条ノ二の引当金が設定されている場合におけるその引当金設定の必要性を、第六号は営業報告書の内容の真实性を、第七号はいわゆる利益処分案が商法その他の法令に適合するか否か及びその内容が会社の財政状況その他の事情に照らして不当であるときはその旨を、監査役の報告書の記載事項とするものである。

第八号及び第九号は、会計以外の業務の監査の方法及び結果に関する記載事項である。第八号はその監査の方法の概要を、第九号は取締役の職務遂行に関して不正の行為等があったときはその行為等を監査役の報告書の記載事項とするものである。^(一)

(一) 審議の手順

鈴木小委員長は、監査役の報告書の記載事項に関し、業務監査のほうも会計監査の報告が少し煮詰まったときに考えたほうがいいのかもしれないとして、その審議の手順につき意見を求めた。

「こんどは第八ですが、これは企業会計審議会のほうで、特例に関する問題でしょうけれども、いろいろ考えられているようですが、主として会計に関する部分ですね。業務のほうは、もちろんそこで考えているわけではないんですけども、しかし業務監査のほうも、会計監査の報告が少し煮詰まったときに考えたほうがいいのかもしれないという気がするんですが、それにかかわらず、これもどんどんやっちゃえとおっしゃればやりますけど。」(同速記録八六頁)

「何か御注意いただくことがあれば伺ってでもいいです。」(同速記録八七頁)

これに対し、田中委員は、大蔵省の草島幹事に企業会計審議会の審議の進捗状況を確認した(同速記録八七頁)ところ、草島幹事から「今のところ十七日頃に中間のまとめが出る予定になっております。最終は、もう少し遅れるかと思いますが。」(同速記録八七頁)との回答を受けて、全般的な一から九までの内容は一応その中間報告を待つて審議すれば良いとする。

「全般的な一から九までの内容は一応それを待つてですが・・・」(同速記録八七頁)

(二) 監査役が複数いる場合の監査役報告書の作成方法

とともに、田中委員は、複数の監査役があつた場合の監査役の報告書の作成方法なり、あるいはそれを招集通知状につけて送る方法等につき、法務省の味村幹事に、意見を求めた。

「全般の手続きとしまして、いつか申し上げました監査役が複数あるときに、今まで監査役が個別的に権限を行使するということなんで、特別に例外を認めないと個別的に検査するとすれば、論理的に言うると、監査役の報告書も各別に各監査役ごとに作成するというようなことも考えられるんですが、おそらく一通を作つて、もし監査役の意見が分かれた場合は、それについて最高裁の少数意見のように、何か別の意見をそこに書き加えて、株主の手に招集通知状と一緒に達するのは、一通の監査役の報告書になるんじゃないかと思うんですが、一人の監査役しかない場合はこれでいいんですが、複数の監査役があつた場合に報告書の作成方法なり、あるいはそれを招集通知状につけて送るといふのにどういふふうに考えておられるのか。もし、複数の場合で少数意見をつけるというのであれば、そういうふうに書いたほうがいいんじゃないかと思うんですがね。一人で行使できるとなれば、格別に作るということにも考えられますがね。その点はつきりしないと思うんですよ。」（同速記録八七—八八頁）

味村幹事は、監査役が複数いる場合には、各別に作成するのが原則であるが、大体は連名でやっている、その実状を明らかにした。

「各別につくるのが原則でございますが、現在でも連名でやっておりますので、大体、監査役は相談してああいう形、結局、連名になるんじゃないございませんでしょうか。意見の違う人があれば、その人だけ別につくる。」（同速記録八八頁）

これに対し、鈴木小委員長は、意見が根本的に違っていけば、もう一通書かざるを得ないということになるのであり、どっちでもいいのではないか、その意味で、田中委員の質問の趣旨がわからないと疑問を提起した。

「どっちでもいいんじゃないですか。ものによってある一箇所だけについて意見が違うのならば、そのところへ〇〇監査役は違うんだということを書くかもしれませんけども、しかし、根本的に違っていけば、もう一通書かざるを得ないということになるんでね。」（同速記録八八頁）

「そうだろうと思うんですよ。だから、田中委員の御質問の趣旨が、ちょっとよくわからない。」（同速記録八八頁）
 そして、大住委員も鈴木小委員長のいうように、いまでもそうやっているのではないかと述べた。

「今でもそうなんでしょうね。」（同速記録八八頁）

これを聞いて、田中委員は、監査役間で意見が食い違った場合に、監査報告書を別々に作成するのか、それとも一つの監査報告書に異論のあるところだけを記載するのか、そういう場合を予測した解決方法をはっきりさせておく必

要があるとの意見を重ねて述べた。

「今でもそうなら、それでいいですが、監査報告書の記載事項は、今までのほただだ正確なることを認めるという程度の概論的な結論ですが、今度は個別に出しますから、その中の、たとえば七（監査費用—筆者）なら七について、配当が、会社の財政状況、その他の事情に照らして不当である。〔A〕という監査役はそう思ったけれども、〔B〕というのは、そうは思わない。この程度の配当はやっていても差しつかえない、というので意見が違うようなことが具体的に起こりますね。ですから、そういうときにどうするかということですが。」（同速記録八八—八九頁）

「そうすると、監査報告書を別々に作ってもいいし、一つの監査報告書に異論のあるところだけを記載する。どっちでもいいということですかね。」（同速記録八九頁）

「そのところが、この試案だけですと少しはつきりしないように思うんで、今まで結論だけをあれするけれども・・・。」（同速記録八九頁）

「ここにこういうふうに書くと、そういう場合を予測した解決方法をはつきりさせておくように思うものですかね。そういうときは別々に監査報告書というものを二通出すというのが原則になりますか。」（同速記録九〇頁）

これに対し、鈴木小委員長は、意見が違ったら、別々に作るほうが原則かもしれないと答えた。

「何とかを除いては自分は同じ意見である。しかし、何かについては次のように考える、といって別通りができるということもあるでしょうね。」（同速記録八九頁）

「ただ、最後のところにハンコが二人で押されるということになると、どっちかといえば別々に作るほうが原則かもしれないね。」(同速記録八九頁)

「結論が違わなかったらかまわないで、違ったら・・・第一、適法正確であるというのだったから、ちよつとでも議論があつたら違ふ意見が出てきそうなんですけれども、それが違わなかっただけなんです。」(同速記録八九頁)

他方味村幹事は、結局、これは話し合いの問題で、話し合いがまとまらなければ各別に作ることにした。

「原則はそうなるんじゃないかもしれませんが。ただ監査役の話し合いで、意見は違うけれども報告書を二通作るのはめんどうだから、おまえの意見を採用させてもらうとか、おまえの意見書にのせてもらうとかいうことになって、連名になって、最高裁判決の少数意見みたいな形で書くという場合もございましょう。結局、これは話し合いの問題で、話し合いがまとまらなければ各別につくることになるんだらうと思うんです。」(同速記録九〇頁)

鈴木小委員長も、この味村幹事の意見に賛同した。

「そうですね。第一、文章だつて気に入らないというやつも出てくるかもしれない。」(同速記録九〇頁)

ここで、田中委員は、CPA監査のときは、どうなのかと、草島幹事に質した。

「今のCPA監査のときは、そういうのはないんですか。」（同速記録九〇頁）

これに対し、草島幹事は、共同監査になっており、各別ではないと答えた。

「あれは共同監査になっていきますので各別ではありません。」（同速記録九〇頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、だからこそ試案第八の文字は、監査役が個別的に報告書を作成・提出すべきという意味なのかということが問題になると指摘した。

「だから、第八の一番初めの字が、『監査役が定時総会へ提出すべき報告書』というのか、それとも『各監査役が定時総会へ提出すべき報告書』という意味なのか。」（同速記録九〇頁）

そこで、田中委員は、もし個別的というのなら、はっきりしてもいいかもしれないと個別作成に賛同する。一方、株主の立場からいうと、監査報告書が二通も三通も招集通知状についてきて、かなりまぎらわしいということはあるかもしれないと、懸念を示した。そして、最高裁判決のような記載方法がよいのではないかとの意見を述べた。

「もし個別的というのなら、はっきりしてもいいかもしれませんがね。こう書いてあっても、一人が権限を別個に行使するのがほんとうだからと。」

株主の立場からいうと、監査報告書が二通も三通も招集通知状についてきて、かなりまぎらわしいということはあるかもしれませんがね。」(同速記録九〇—九一頁)

「それは(まぎらわしくないように書くこと—筆者)いいんですがね。」(同速記録九一頁)

「そうしますと、取締役の出す原案に賛成な監査報告書だけは招集通知状に入れて出して、ケチをつけているほうの報告書と一緒に封入しないで出さないでおいだ、というと、やっぱり、これは招集手続違反になりますね。取消しの訴えの対象になるということですね。」(同速記録九一頁)

「いや、おかしくないですよ。そこまで貫徹して考えておられる、私も、おそらくそういうことだろうと思ったけれども、ただ、監査役報告書を受け取る株主のほうの立場、しろうとの株主が受け取る立場から見ると、そこできりまぎらわしい困ることが起こるんじゃないかという気がしたもんですから。報告書の書き方なんかについても、一通だけで、そこに反対のある者は書き加えるというふうなことまではつきりさせたほうが、あるいは書式としていいんじゃないかという気もするわけです。」(同速記録九二頁)

「そうですね。だから、一通で、この条については[B]監査役は反対であるとか別の意見だということを書き加える。ちやうど最高裁の判決みたいなふうになればいいでしょうがね。」(同速記録九二頁)

「それだけ割り切つて、解釈としてはつきりするんだというならいいですが、監査役報告書の作成方法についてちやうど疑問があるように思ったから申し上げたわけでございます。」(同速記録九三頁)

これに対し、鈴木小委員長は、まぎらわしくないように書くために、同じことを重ねて書く必要はない、この件だけが違うということをはつきりさせてくれれば、それでいいのであって、通数の問題だけではなく、記載の仕方があ

いまいであつては困るといふ立場から、味村幹事に「裁判官は全部、あとに判をおす。」（同速記録九二頁）といふことを確認した上、田中委員同様、最高裁判決のような書き方を支持する。ただし、鈴木小委員長は、これは解釈の問題だから、法律に書く必要は無いとする。

「まぎらわしくないように書くために、同じことを重ねて書く必要はないんで、この件だけが違いますよということをはつきりさせてくれれば、それでいいわけでしょう。」（同速記録九一頁）

「通数の問題だけじゃないんですよ。記載のしかたがいまいであつては困るんでね。見たら一番最後のところに三人のサインのつかつてゐる。一通でのつかつてゐる。だから、全部同じだと思つてると、中を見るところどこか一箇所違つてゐるところがあつたなんていうんじゃ、このほうがかえつて間違ひになるかもしれないですよ」（同速記録九一頁）

「それはおかしいですか。」（同速記録九一頁）

「それでもいいかもしれませんけれども、文章のようにして書かれてやつてゐると、反対してゐるのか反対してゐないのかわからないで、みんなが賛成してつくつたものだと思われないうふうになつていれればいいと思ふんですよ。」（同速記録九二頁）

「最高裁の判決はどうなつてゐるんだろう。多数意見のところにも多数意見の人が判を押して、少数意見のところにも少数意見の人が判を押してゐるんですか。」（同速記録九二頁）

「結局、出席取締役の判みたいなものだな。だからむしろ、ずっと書いてきて、最後のところに、監査役のなんのんだれがしは次のような意見であるということを書いて、そして一通にして出すほうが、あるいはわかりいいかもしれま

せんよ。各項目のところに入れるより『第三については次のような意見である』、あるいは『三を除いては、〔A〕、〔B〕監査役の意見と同じである。三については次のようになる。』

しかし、これは解釈の問題で法律に書かなくてもいいですよ。』（同速記録九三頁）

八 監査期間

試案第九 監査期間

- 一 取締役は、決算期後四週間に、計算書類を監査役に提出しなければならない。
- 二 監査役は、計算書類の受領後四週間に、報告書を取締役に提出しなければならない。
- 三 定時総会は、決算期後三月内に、開催しなければならない。

（注）監査期間の伸長等に伴い、中間配当について検討すること。

（理由）

試案第九は、現行法は、取締役は、定時総会の二週間前までに監査役に計算書類を提出し（商法二八一条）、定時総会の一週間前から監査役の報告書とともに、計算書類を本店に備え置かなければならないこととしている（商法二八二条）ので、監査役の監査の期間の最少限は、一週間にすぎないが、充実した監査を行なうためには、より多くの監査期間を必要とするので、監査期間等について、次のように定めるものである。

- 一 取締役は、決算期後四週間に、計算書類を作成して、これを監査役に提出しなければならないこととするものである。

二 監査役は、計算書類受領後四週間内に、報告書を取締役に提出しなければならないこととするものである。

三 現行法は、決算期と定時総会との間の期間について規定を設けていないが、決算期後二月内に定時総会を開催するのが通常である。監査期間の伸長に伴い、定時総会を決算期後二月内に開催することは困難となるが、株主の利益を考慮し、決算期後三月内に、定時総会を開催しなければならないこととするものである。

(注) 監査期間の伸長等に伴い、営業年度を一年とすることが便宜である場合があり、その場合には中間配当が問題となるので、これについて検討しようとするものである。⁽²⁾

次に試案第九の監査期間が取り上げられた。

鈴木小委員長「そこで第九の監査期間です。」(同速記録九三頁)

(一) 各界意見の概要

まず、試案作成者の法務省民事局の味村幹事が試案に寄せられた各界意見の概要を次のように述べた。

「第九につきましては、取締役の計算書類作成期間が短いという意見が多いわけでございます。そこから、監査役の監査期間は縮めろという意見が出てくるように思いますが、取締役の作成期間を延ばせという意見のところも全銀協会、その他三団体ございます。具体的に書いておりますのが、経団連は、取締役の作成期間は五週間にしろということで、東京商工会議所も同意見でございます。大体七つばかりの団体が含まれております。それから、それをまた

一週間ほど延ばせ、六週間にしろというのが生命保険協会といったような四団体がございます。期間は従前どおりにおくと、．．．従前どおりにおけるといふのは法定するなということになるのかとも思ふんですが、大阪工業会の意見がございませぬ。

申し落としましたが、この取締役の計算書類の作成期間を法律では決めないで、というのが紙パルプ連合会、新聞協会、そういった四団体でございます。

こういうふうに取り締役の作成期間を延ばしますと、どうしても今度は監査役のほうにしわ寄せがまゐりまして、これを短縮しろという意見がだいたいあるわけでございます。期間を決めないでただ短縮しろと言っているのがガス協会、広島商工会議所の二団体でございますが、三週間というふうにはつきり言っておりますのが経団連をはじめといたしまして、九つばかりの団体がございませぬ。取締役の計算書類作成期間と同じように、この監査期間を法定するなということをおとすところもございませぬ。

それから、定時総会と決算期の期間を三ヶ月ということに試案ではしているわけでございますが、これについてはいろいろな御意見があるんですが、法定すべきでないという東京商工会議所の御意見がございませぬ。逆に、定時総会を開くのをもっと早めるといふのが大阪商工会議所で、日弁連は七十五日にしろ、投資信託協会は二月にしろ、とこういうような意見がございませぬ。逆にもっと長くしろという意見もございまして、石油連盟、貿易会、ガス協会といたつたようなところは、定時総会は四ヶ月以内に延ばせ、ただ、半年決算では三ヶ月にしろ—これは事務的なことを考へてのことだと思ひませぬ。短くしろといふのは、むしろ株主の立場といふことかと思ひませぬ。

それから、この試案ではふれておりませんが、名簿閉鎖期間につきまして、これを三ヶ月に延ばせといふ意見が東京商工会議所、紙パルプ連合会から出ております。中央大学法学部からは、名簿閉鎖期間はやめて基準日制度だけにして

しまえ、こういう意見も出ております。

したがって、取締役の計算書類の作成期間を延ばすか、監査役の監査期間を縮めるか、定時総会の開催期間を法定するか。法定するとすれば延ばすか縮めるか。それから株主名簿の閉鎖期間と基準日を何か手当するか、そういった問題がございます。」（同速記録九三—九五頁）

（二） 審議

1 取締役の計算書類作成・提出期間

この説明を聞いて、鈴木小委員長は、取締役の計算書類の作成・提出期間を法律に書かなくても良いかと発問した。

「（一）の、いつまでに監査役に提出しろということ（『取締役は、決算期後四週間以内に、計算書類を監査役に提出しなければならぬ。』—筆者）は、法律で書かなくてもいいですかね。書かなくても、おのずからスケジュールをつくってやらざるを得ないということではあるんだらうな。そうでなければぎりぎり間に合わないということ。」（同速記録九五頁）

これに対し、味村幹事は、取締役の計算書類作成期間は、決算期から総会までの期間を三カ月にしたことからはね返ってきているので、まずその三カ月というのを決めるか決めないのか。決めないとすれば監査役の監査期間だけを保障すればそれでもいいのかということが問題だとする。

「取締役の計算書類作成期間は、結局、決算期から総会までの期間を三ヶ月にした、そこからはね返ってきているわけでございますので、まずその三ヶ月というのを決めるか決めないか。決めないとすれば、結局監査役の監査期間だけ保障すれば、それでよろしいわけでございます。定時総会の開催期を決めるということになりますと、監査役の監査期間だけを保障して、あとは全然決めないというやり方もございますし、．．．」(同速記録九五—九六頁)

2 名簿閉鎖期間・基準日

この味村幹事の発言を聞いて、鈴木小委員長は、株主名簿の閉鎖・基準日についての試案の考え方を立案者である味村幹事に尋ねた。

「今の試案の考え方というのは、定時総会の開催期だけを決めておいてその閉鎖なり基準日なりの二〇〇何条だかの規定には手をふれないという考え方から出ているのか、あるいは、これに伴って向こうを変えようというつもりなのか、どっちなんですか。」(同速記録九六頁)

この鈴木小委員長の質問に答え、味村幹事は、名簿閉鎖期間には手を触れないつもりであったと答えた。

「私だけの考えでは、名簿閉鎖期間は手をふれないでおいてはどうかと思っておったんですが。」(同速記録九六頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、さらに、そうだとすると、閉鎖が始まるのは決算期から一カ月たつてからということになるわけかと、味村幹事に確認を求め、味村幹事はこれを肯定した。

鈴木小委員長「そうだとすると、閉鎖が始まるのは決算期から一カ月たつてからということになるわけね。」（同速記録九六頁）

味村幹事「はい。」

そこで、大住委員は、基準日も決算期から一カ月たつてからということになるのかと、基準日につき質問した。

「基準日もそうですか。」（同速記録九六頁）

これに対し、鈴木小委員長は、閉鎖と基準日の併用意見を提示した。

「基準日も一カ月たつてからということらしいけど、こんなことはできないでしょうかね。基準日のほうを三月延ばして、閉鎖を中央大学のように全廃しないで、これは三週間〜四週間というものをマキシムにするようなき方で両方を併用させていくというふうな考え方をとる。そうすれば定時総会をいつまでにやらなければならんということダイレクトにつかんでも間接に出てくるんじゃないかしら。」

閉鎖と基準日とパラレルにしなければならんということはないでしょうね。何となしにパラレルにしちやったん

だけでも。」(同速記録九六一九七頁)

これに対し、大住委員は、むしろ基準日を三月にして、閉鎖期間は一月でもいいのではないかとする。

「基準日は用いる人がないということだったんでしょね。むしろ基準日を三月にして、閉鎖期間は一月でもいいんじゃないですかね。」(同速記録九七頁)

これに対し、鈴木小委員長は、閉鎖は一月はいらんじやないか、田辺幹事は四〇日位と言うが(同速記録九七頁)、本当にそんなに要るのかと反論した。

鈴木小委員長「一カ月はいらないとさえ言っているらしいけど。」(同速記録九七頁)

田辺幹事「四十日ぐらい・・・。」(同速記録九七頁)

鈴木小委員長「ほんとうにそんなにいいのかね。実際いいかげんのことを言うからな。いいかげんのことを言っただこまで信用していいのかわかんような・・・。」(同速記録九七頁)

このような意見を聞いて、味村幹事は、基準日を三カ月にすると、おのずからそこで三カ月という絞りがかかると指摘した。

「基準日を三カ月にする、おのずからそこで三カ月というしほりがかかる。」（同速記録九七頁）

しかし、鈴木小委員長は、閉鎖はそんなにやる必要はなく、絞りがかかれば、試算第九の一（計算書類の作成・提出期間）はなくてもいい、マキシムを書く必要は無いとした。

「いままでのしほり方と同じしほり方でいくわけですね。しかし、閉鎖はそんなにやる必要はないから、あるいは一カ月半でもいいのかもしれないけれども。あるいは四十日でもいいのかもしれない。そして、しほりがかかれば、(一)はなくてもいいのかもしれないですな。後のほうの通知が儉約できると思う会社では前のほうを延ばせばいいし、それがむずかしいと思ったら短くすればいいんで、マキシムを書く必要はないような気もするね。」（同速記録九七頁）

3 監査役の監査期間

そこで、味村幹事は、監査役の監査期間を四週間にするか三週間にするかということが、スタートになるのではないかと指摘した。

「やっぱり、スタートは、監査役の監査期間を四週間にするか、三週間で足りるかというところだと思うんですが。」（同速記録九八頁）

これに対し、鈴木小委員長は、監査役の監査期間を三週間にすることによって会計監査人の監査期間も三週間にし

てしまうと、三月だと余ることになるのであり、問題が生じると反論した。

「だから、監査役の監査期間を三週間にすることによって、会計監査人の監査も三週間にしてしまふといわれると、ちよつと問題なんで、それだと三月だと余るんですね。小さな会社は一週間早く。」（同速記録九七頁）

しかし、味村幹事は、大会社の場合には、それに監査役の一週間を加えると、三カ月でもぎりぎりになり、今度は株式課の方に負担がかかると再反論した。

「大会社ですと、それに監査役の一週間を加えますので、五週間の五週間で十週間になるわけですね。七十日・・・そうすると、三カ月ですと九十一日～九十二日ですからぎりぎり、こんどは株式課のほうに負担がかかるというわけです。」（同速記録九八頁）

—法律論叢—

4 総体的検討

そこで、鈴木小委員長は、次のような提案をした。

「別に一項は、四週間にするか五週間にするかはどうでもいいと。それから、さっきのような三月内ということもダイレクトにもつてこないという案は、いよいよ困る会社は、基準日の始まりを一カ月延ばしたらいいじゃないか。困る会社のいよいよのやり方というのはあいてるんですよ、ということ言えば、それでエクスキューズだけでは

きそうな気もしたもんですからね。ダイレクトにこれを三月内に書くということをしなくて、基準日の規定から普通の会社の三月でやるだろうし、どうしてもできないところは、そのあとを運営にまかせたらどうかというわけです。もつと延ばすことも可能なんでしょうけど、それはただ、おかしいからできんというだけのことでね。

二項を抜いて三項を置いておいたらいいんじゃないかな。小さな会社では監査役は三週間でもいいのかもしれないけど、みんなが一律に三カ月たつたら総会になるんだという考え方をしないで、二カ月でもできるところはやってもらうし、七十日でもできるところはやってもらうという考え方でいいんじゃないのかね。」（同速記録九八—九九頁）

「二応やってみて、また変わったら・・・。」（同速記録九九頁）

この意見を受けて、味村幹事は、それで良ければ考えてみるとした。

「それでよろしければ、そういうことを考えてみましょうか。」（同速記録九九頁）

しかし、右の鈴木小委員長の意見の結論はどういうことなのか、必ずしもはっきりしない。そこで、田中委員は、どう改めるのかと、その結論の説明を求めた。

「結局、改めるといえるのは、どういう結論なんですか。」（同速記録九九頁）

これに対し、鈴木小委員長は、一項を落とし、二項をそのまま存続し、三項は削除し、その代わりに基準日のとこ

ろ二カ月を三カ月に延ばし、閉鎖のマキシムはいまの二月を一カ月半か四〇日一月にすると説明した。

「一項を落とすちゃって二項をそのまま存続する。監査役は、取締役から計算書類を受領したのち四週間内に報告書を取締役に提出する。三項は、これを削除してそのかわりに基準日のところを二カ月を三カ月内に延ばして、閉鎖のほうのマキシムは、いまの二月を一カ月半か四十日一月に、そこら辺のところは実務を聞いてみなければわからないけれども短縮してしまう。」(同速記録九九頁)

この説明に対し、味村幹事は、一項を削りつばなしというわけにはいかないのです、定時総会の会日の何週間前(七週間前)に監査役に計算書類を提出しなければならないという規定は必要であるとの意見を述べた。

「一項を削りつばなしですとあれですから、やっぱり現行法のように、定時総会の開日の何週間前に監査役に計算書類を提出しろ、という規定はあるんじゃないかと思いますが。」(同速記録一〇〇頁)

「ですから、それはたとえば五週間前ぐらい・・・五週間じゃまずいですね、六週間前、まあ七週間ですね。」(同速記録一〇〇頁)

しかし、鈴木小委員長は、定時総会何週間前も同じことになってしまふと反論した。そして、五週間前としても、五週間たたなければ出せないというわけではない、と指摘した。

「定時総会何週間前も同じことになっちゃうんだよ、決算期から。」（同速記録一〇〇頁）

「これ五週間にしたっていいんですけどね。五週間というか短くしたいところは短くすればいいんでね。五週間たかなければ出せないように思っているらしいけども、そんなことはさらさらないんだから。」（同速記録一〇〇頁）

しかし、大住委員は、第一項を五週間とすると、それで七〇日となり、三カ月内に総会を開くとなると二〇日しか残っていない、二週間前に総会の招集通知を出すとすると、印刷が間に合わなくなると懸念を示した。

「大会社の特例でいうと四週間プラス一週間で五週間でしょう。第一項を五週間にすると、それで七十日ですね。三カ月前に開くとすると二十日しか残っていないですよ。二十日ですと、二週間前に総会の通知を出すと印刷がちよつと間に合わないというおそれもあるんですね。」（同速記録一〇〇頁）

これに対し、鈴木小委員長は、五週間を自発的にやればいいと反論した。

「間に合わないと思ったら、五週間を各会社はもう少し自発的にやればいいんで、十分間に合うと思うところは五週間でやればいい。」（同速記録一〇〇頁）

そこで、大住委員は、アメリカの例を引き合いに、さらに総会の招集通知の発送時期の二週間前から一〇日への短縮を提案した。

「総会の通知も、二週間というのを十日に短縮してもいいんじゃないですか。アメリカは、五日より早くなく十日よりおそくなく、と書いてありますよ。」(同速記録一〇〇—一〇一頁)

さらに、鈴木小委員長は、二週間前に公告すれば通知は十日前でもいい、二週間前に出すのなら公告はいらないとの意見を述べた。

「二週間前に公告をすれば通知は十日前でもいい、二週間前に出すのなら公告はいらないと。確か、前に総会をやったときに、十日にしろという議論が出たね。」(同速記録一〇一頁)

しかし、田中委員は、議決権の不統一行使などいろいろな手続をやることを考えると、通知期間の行き過ぎた短縮には懸念を示した。

「こんどは議決権の不統一行使の例の通知なんていうものもありますから、あんまり縮めることはね。」(同速記録一〇一頁)

「いろいろ手続きをやることを考えていないと・・・。」(同速記録一〇一頁)

大住委員も、累積投票の例を挙げた。

「累積投票もありましたな。」（同速記録一〇一頁）

そこで、味村幹事は、七週間前におけば五週間はある、もつとも、大会社の場合は四週間前になつちやうと指摘した。

「七週間前にしておけば、とにかく五週間前はあるわけです。ただ、大会社の場合は、やっぱり四週間前になつちやいますね。」（同速記録一〇一頁）

これに対し、鈴木小委員長は、大会社の方で計算しなければいけないとともに、取締役は決算期後できるだけすみやかに計算書類を作成して監査役に交付し、監査役は受領後、なんとかにかすることを要す、と一章節に書き直せば最初のやつは期間を置かなくてもいいのではないかと提案した。

「小さな会社のほうで計算したつてだめなんだよ。大きな会社で計算しなければ。これ幾らでもやれるんだけどね。一週間違うんだから。しかも、小さいということから監査はそんなにかからないだろう。決算もかからないだろうということがいえる。

書き方によつては、取締役は決算期後できるだけすみやかに計算書類を作成して監査役に交付し、監査役は受領後、なんとかになんとかすることを要す、と一章節に書き直せば最初のやつは期間を置かなくてもいいだろう。」（同速記

「実体は同じことなんだよ。ただ時間を書くものだから、できるとかできないとかと言うからね。」(同速記録一〇二)
 しかし、味村幹事は、実体は同じことだとするとともに、経団連は会計士と監査役が相談して四週間の期間を適当に割り振りしろというのが経団連の意見であると指摘した。

「しかし、実体は同じことになるわけなんですな。」(同速記録一〇二頁)

「経団連は、会計士と監査役と相談して四週間の期間を適当に割り振りしろと、そういう意見ですけれど。」(同速記録一〇二頁)

九 定時総会の招集通知

試案第十 定時総会招集通知

定時総会の招集通知には、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、準備金及び利益又は利息の配当に関する議案並びに監査役の報告書を添付しなければならない。

(理由) 定時総会における計算書類の審議の適正をはかるため、定時総会の招集通知には、計算書類(財産目録を除く。)及び監査役の報告書を添付しなければならないこととするものである。⁽³⁾

次に、鈴木小委員長は、定時総会の招集通知の問題を取り上げた。

「それでは、その次の十をやっちゃいましょう。そして、中間配当をあとまわしにしましょう。」（同速記録一〇二頁）
これについても、味村幹事が、まず各界から寄せられた意見の概要を報告した。

「十につきましては、監査役の報告書を招集通知に添付する必要はないじゃないかという意見が関経連、その他五団体から出ております。監査報告書は、かなりたくさんの事項を書くことになっているものですから、もつと簡単なものにして、それを添付するようにしろという趣旨が、広島商工会議所等四団体から出ております。日弁連は試案に賛成という意見です。大体そういうところでございます。」（同速記録一〇二頁）

この報告を受けて、鈴木小委員長は、委任状をとる場合には、今の規定がどうなっているにしても、計算書類および監査役の監査報告書をつけざるを得ないだろうとした。

「しかし、最小限度、委任状をとるんだったら、やっぱり、つけざるを得ないね、どう考えたって。」（同速記録一〇二—一〇三頁）

「委任状、普通決議だからいらないんだ、と言ってしまえば・・・。」（同速記録一〇三頁）

「少なくとも、いかなる議決をするかの決議をするための材料をよこせというんだから、委任状を勧誘するんだったら当然、監査役の報告書をつけてやらなければいけません。今の規定がどうなつていようともね。」（同速記録一〇三頁）

味村幹事もこれに賛同した。

「そうでございますね。」(味村幹事、同速記録一〇三頁)。

これに対し、大住委員は、最近の決算書類をつけろということもあつたと付言するとともに、今の規定では計算書類だけでいいんだらうと指摘した。

「最近の決算書類をつけろっていうところがありましたよ。」(同速記録一〇三頁)

「今のは計算書類だけでいいんでしょう。監査役のはいらないますね。」(同速記録一〇三頁)

そして、金子委員も、この大住委員意見に同調した。

「書いてありませんね。」(同速記録一〇三頁)

これに対し、鈴木小委員長は、それでは判断材料がないのだから、取締役の名前だけもらって、その者が会社でいかなる関係にあるかを招集通知に書かなくてもいいということになるのではないかとの懸念を示した。

「それは取締役の名前だけもらって、その人が会社でいかなる関係にあるかというのを書かなくなっていくという

のと同じことだろうと思うな。判断する材料がないんだもの。」（同速記録一〇三頁）

しかし、金子委員は、招集通知に書くにせよ、監査役の監査報告書を添付するにせよ、簡略・簡素化して欲しいというのが経済界の要望であることを重ねて指摘した。

「ただ、監査報告書として、つける場合も非常に簡素化してもらいたいということだけは事実ですね。そして、総合的な別論を述べてもらいたい。」（同速記録一〇三頁）

「いま小委員長が言われるように、書かなければならないという点も、監査報告書そのものも、そういうような趣旨で扱ってもらいたいという希望があるんです。ただ、今のお話は、招集通知につけないでいいか、あるいはつけるかという御意見でございますか。」（同速記録一〇四頁）

これに対し、鈴木小委員長は、監査報告書の記載事項の簡略・簡素化については目下進行中であり、総論として適法であり正確であるというふうなことを述べて、もしマイナスになるようなことがあつたら書きなさい、という程度になっていくのではないかとの感触を示した。

「そもそも簡略にしろというお話については、第八の記載事項自身をすでに簡略にしようということの努力を、おそらくなされているんだろうと思うんです。私は直接タッチしておりませんが、ですから、今と同じように、総論として、適法であり正確であるというふうなことを述べて、それを、もしマイナスになるようなことがあつたら

書きなさい、という程度になつていくのではないのかという感じがするんです。そうすれば一行で済んでしまうわけですね。何もない会社は。あつたときは、ぐちゃぐちゃ書かれるかもしれないけれども。」(同速記録一〇四頁)

それでも、金子委員は、監査は招集通知発送までには終わつてゐることを鈴木小委員長に確認(鈴木小委員長、同速記録一〇四頁)の上、それに書くかは別にして、監査役の簡単な意見はつけられるのではと、簡素化を求めた。

「総会招集通知状を発送するまでには監査は終わつてゐるわけですか。」(同速記録一〇四頁)

「どういふふうにそこへ書くかは別問題として、十分監査役としては意見は簡単なものをつけられましようね。」(同速記録一〇四頁)

そこで、味村幹事は、監査報告書の記載事項は、企業会計審議会でも検討中なので、それを待つて次回にでも審議してもらいたいとし、この問題の審議はここで終わりしたいと提案した。

「監査報告書の記載事項は、企業会計審議会で、CPA監査の監査報告書をいま検討中でございますので、それを待つて次回にでも御審議いただくということにして、この問題は・・・。」(同速記録一〇四—一〇五頁)

これを受けて、鈴木小委員長は、味村幹事提案のように、後日審議することとした。

「あとにいたしましょう。」（同速記録一〇五頁）

一〇 中間配当

(一) 問題提起

1 試案の披露

そして、鈴木小委員長は、次に中間配当の問題を取りあげ、これに関する試案を披露した。

「それでは、ちょうど金子委員もお見えになりましたし、証券局長もこられましたので、いままでのところは大会社の特例の前まで一応見たわけでございますが、いろいろな御意見がほうほうから出ておりますのを参酌をしながら再検討を行ないましたが、なかなか一致した結論に到達することができませんでした問題が多いのであります。さらに問題を整理いたしました上で、あるいは小委員会においても一回検討していただくか、あるいはそれを直ちに部会の方ほうに送るかということ、全部一応見ましたあとの問題にしたいと思うんですが、大会社の特例のほうを本日やるには時間が相当足りないだろうと思っておりますので、これはあとにまわすことにいたしまして、今までレビューの段階においても取り上げることがをいたしませんでしたのが中間配当の問題なものですから、これについても本日のいろいろ御意見を伺いました上でさらに検討すべきものであれば、幹事をして検討してもらいまして、大会社の特例とともに、この次にもう一回出すというふうなことになるかと思っております。そういう意味で、残りしました時間を中間配当の問題の検討にあてていただきたいと思うわけです。

資料をごらんいただきます。

青山幹事

中間配当試案

- 1 営業年度を一年とする会社は、利益の配当に関する決議において、その配当の一部を決議後六月内の一定の日における株主に対してする旨を定めることができる。
- 2 前項の決議があったときは、取締役は、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 3 第一項の決議後発行された新株の株主は、同項による配当を受けることができない。

別紙

- 1 営業年度を一年とする会社は、定款をもつて、営業年度の終わりにおいて利益の配当をすることができる見込みがあるときは、その営業年度の中間の一定の時期に、一回に限り、株主に対し金銭を分配することができる旨を定めることができる。
- 2 前項による金銭の分配は、監査役全員の同意を得て、取締役会の決議をもつてする。
- 3 第一項により分配する金銭の額は、会社に留保されている利益の額から利益準備金の額を控除した額又は最近の一年間における配当額の二分の一のいずれか少ない額をこえることができない。
- 4 前項に違反して金銭の分配をしたときは、会社の債権者は、これを返還させることができる。
- 5 第一項により分配した金額が当該営業年度の終わりにおいて配当することができる額をこえるときは、取締役は、連帯してその差額を会社に支払わなければならない。

6 第一項により分配した金額は、当該営業年度の終わりにおいて、貸借対照表の資産の部に計上し、かつ、株主に配当する金額から控除しなければならない。

7 商法二百九十三条の規定は、第一項による金銭の分配に準用する。」（同速記録一〇六一一〇七頁）

2 試案の説明

ついで、味村幹事は、右資料につき、次のように説明した。

「この試案は二つございまして、最初のほうは、株主総会で配当の一部だけをあとで配当するという考えでございます。現行法では、株主総会が利益を処分するという権限を持っておりまして、それを前提として考えたわけでございますが、こういう案にございませうな決議は、あるいは特段の規定がなくてもできるといふ解釈もあるかと思ひますが、疑問もかなりございませうので、こういう形ではどうかと考えたものです。したがひまして、これはあくまで配当決議の権限は総会にある。そして配当の一部だけを繰延べると申しますか、そういう形での決議ができるというふうな明文で決めてはどうだろうかということでございます。具体的に言へば、年一割配当で、その半分だけは六カ月前の株主にやると、こういうふうな決める。これは考え方としましては、現在、現金で利益の配当をするという、現金が流出してしまうので会社にとってなかなか資金ぐり上たいへんなこともある。だから、その六カ月前なら六カ月の間は、その資金が運用できるようにしようじゃないかということ、そういう配当の繰り延べという感じであろうかと思ひます。

別案のほうは、やっぱり利益処分権は株主総会にあるということを前提といたしまして、ただ中間での金銭の分配

への権限を取締役に与えたという案でございます。ただ監査役全員の同意が必要だということにしてあるわけでございます。

本案と申しますか最初に書いてあります案ですと、総会で、配当するということを決めてしまうわけですから、その配当決議がありましたあとで会社の業績が悪いということになりましたも、配当決議が済んでおりますから、それを取りやめるといふわけにはいけません。別案でございますれば、そのときの利益の状況、会社の業績というようなものを取締役会で判断して、金銭の分配が無理なくできるということであれば、そういった中間の分配ができるという融通性があるという点では別案のほうがすぐれているということは言えようかと思えます。

ただ、取締役会の決議で済むということは、結局は、中間において金銭の分配をしても大丈夫かどうかということを取締役に判断してもらおうという趣旨でございますから、〔一〕にございますように、決算期に利益の配当をすることができると見込みがあるときは、という要件はやっぱり入ってくるんじゃないかというふうに考えられますので、一項では、いろいろの要件がくっついておりますが、そういう見込みがあるということを一つの要件にしているわけでございます。あとは、定款で決めるという点が本案と違っているわけでございます。

二項では、監査役全員の同意が必要だということにいたしてございます。

三項で、いわゆる任意準備金の範囲又は最近の一年間の配当額の半分、これも、やっぱり利益処分権は総会にあるわけでございますから、その総会の権限を犯さないという範囲でやるのが筋じゃあるまいかと思われましますし、最近の一年間で実際に配当された額より多い額を配当するのは、総会の権限をあらかじめ犯すような感じにもなりますので、これは配当額の二分の一というところでも押さえてあるわけでございます。

四項は、増配の規定と同じような規定を置いたわけでございます。

五項でございますが、これは第一項によりまして分配したところが、決算期になって締めてみますと、それだけの利益が出てこなかったという場合には、取締役は連帯してその差額を会社に支払わなければならないという無過失責任を課する。そのことによりまして金銭の分配を慎重にしていたかどうかという趣旨でございます。

監査役は、二項によりまして同意をするわけでございますけれど、監査役のほうは実際の営業にタッチしているわけではございませんので、過失があればともかく、無過失責任まで課するのはちょっと無理ではないかと思われまして、五項の取締役の無過失責任と同じ責任は監査役には課しておりません。

六項は、金銭の分配は配当ではなくて、中間的な金銭の分配なんだという趣旨で、結局、配当は、株主総会で決めたときに決まるわけで、その前に金銭の分配を受けておれば、それは株主総会で決まった決議がされますと、さかのぼってその配当額をもらったことになったというかつこうだということもございまして、あくまで配当の前払いという感じでございまして、配当の決議があるまでは前払いになるわけではないので、そういう特殊な性格だろうと思うのでございます。満鉄法にもございましたので、六項に書いておいたわけでございます。

ただ、ここで、経団連からこの金銭の分配は確定的なものにしろ、こういう意見がございましたが、この案でも金銭の分配は確定的でございます。こういった規定に違反しない限りは株主から取り返えされることはないわけでございます。見込みが違った場合には、結局、取締役の責任として解決しようという案になっております。

七項は、株主に平等に配当しろという規定をそのまま準用しただけでございます。

以上でございます。（同速記録一〇七一—一一頁）

3 問題提起

この味村幹事の説明を受けて、鈴木小委員長は、問題点を簡単に要約した上、各委員の意見を求めた。

「結局、細かい筋道がいろいろくつついておりますが、大綱として一体どうなのかというふうなことが一番問題になるんだらうと思います。しかし、大綱を決めてまいりますには、また片方の道をとれば、仮に、これほどでなくとも相当のワクがはまるんだといったようなことも同時に考えなければ、大綱の決定もなかなかいかわけであります。どういふふうにお考えになりますか御意見を伺いたいと思います。」（同速記録一一一頁）

(二) 審議

1 予想した中間配当利益が出なかった場合と取締役の差額弁済責任

まず、金子委員は、五項の、中間配当したところ決算期になり決算をしてみるとそれだけの利益が出てこなかったという場合に取締役が無過失連帯の責任を負う（別案5）というのは重過ぎないかという観点から、免責の条件はなにかを質すとともに、取締役の責任に帰さない問題でも中間配当ができない条件がいろいろ出てくることも考えておくべきではないかと質した。

「ちょっとお伺いいたします。五のところでございますが、五のところの責任は、通常の場合においては、常識的には考えられないと思うんですが、しかし、金銭の分配をいたしましたのち決算までの間には数ヶ月ございしますが、その間に想像されない事態が起こってくる可能性がございますね。その結果、いわゆる配当が払えなくなっ

たというふうな免責と言いますか条件はないのですか。」（同速記録一一一頁）

「それが二項を受けての問題だけならばもちろん、筋は通りますけれども、〔五〕は、このまま書きっぱなしでござい
ますとどんな事柄がその後起こってきても、それはそのまま取締役の事実、責任に帰さない問題でも、実際は配当
ができなくなる条件がたくさん出てまいりますから、そこまで考えていただかないといけないと思います。」（同
速記録一一二頁）

これに対し、鈴木小委員長は、金子委員が指摘したような問題があることは認めた。

「五が少し強すぎるかどうかという問題でございますね。要するに、できる見込みがないのにそのときにやったと
いうのだったら、それはいかんのだということがいえませんが、あとから、たとえば、アメリカで大問題が起こっちゃつ
て輸出がどうしてもできなくなっちゃうとか、あるいは風が吹いてきて保険でカバーできないようなことがあつたと
いうふうなときに、無過失責任というふうなことで全部いつてしまつていいかという問題は、確かに問題だろうと思
います。」（同速記録一一二頁）

そして、鈴木小委員長は、書いてあるところでは、金子委員の言うような場合にも、取締役は責任を負えといふこ
とではないかと、味村幹事に確認した。

「書いてあるのは、金子委員のおっしゃったような場合でも責任をしょえということなんだろう。」（同速記録一一

これに対し、味村幹事は、思いも掛けない事件が起こるかもしれないが、そのような場合には保険でカバーできるのでこのような規定になったと説明した。

「そうでございますね。大体の場合は保険でカバーできるだろう。またこの運用としましては、実際に取締役会でお決めになるのは、あと決算期まで三カ月ぐらいしかない時点でお決めになるわけでございまして、前決算期から九カ月ぐらいたったところですから、かなり受注やなんかの見込みもたっている段階でおやりになるわけでございますので、これでもそう無理はなかるうかと思えます。ただ、おっしゃいましたように、ほんとうに思いもかけないような事件が起こりはしないかということはあるわけでございますけれども、大体のことは保険でカバーができるのではあるまいかとも思いましたので・・・。」(同速記録一―二頁)

しかし、金子委員は、保険でカバーできない場合もあるのであり、取締役の免責を考慮してもらいたいとの意見を繰り返した。

「保険も必要かもわかりませんが、それ以外に保険でカバーできない、今小委員長がおっしゃったように相場の変動とか海外事情の変化とか、その他、要するに取締役の責に帰さないようなことは、もちろん許していただけないことがないかね。」(同速記録一―三頁)

「五は実は可能性がないことをただ禁止規定としてうたっているだけで、実際取締役で弁償しろとおっしゃったて、そんな何億というものをわれわれがとでも弁償しきれぬわけがないことなんですよ。だからそういうことになりまますから、なかなか弁償もできない—まあその会社にもよりますけど—と私は思います。

したがって、そういうことをしないでおきなさいという一つの大きな、われわれ取締役に対しての制約になるような規定なんで、実際問題になって、ほんとうに払えればまあ何ですけれども、事実は払えないと私は思います。したがって、取締役の責任をそこまで重く見られるんならばけっこうですが、同時に筋のおつた場合には免責の条件がないと・・・。」（同速記録一—三—一—四頁）

そして、鈴木小委員長も、保険をつけていない平取締役が連帯責任を負わなければならない場合があり得ることを認めた。

「たとえば考えられるのは、今の保険ですが、ちゃんと保険はつけてあったんだと。しかし、A社長の責めに帰すべきということ・・・つまり、被保険者の事故処置をやられちゃった。そうすると普通の平取締役も連帯責任をしようなければならん、といったようなことが起こるといふふうなことが出てくると、保険をつけておかないのが善良な忠実義務に反するといつても、むしろ平取締役については、あまり責任がない場合もあり得るわけですね。」（同速記録一—三頁）

また、大住委員も、金子委員の言うように、不可抗力で会社が損失を受けたというような場合があり得るとした。

「金子委員が言われるように不可抗力によって会社が損失を受けたという場合にね．．．」(同速記録一一四頁)

そこで、金子委員は、改めて、何でもそこへ入れて置いてもらいたいと要望した。

「そういうことでもけっこうです。何でもそこへ入れといていただかないと、これだと無条件で．．．」(同速記録一一四頁)

しかし、鈴木小委員長は、五は絶対になければならないという規定とは思わないとしつつも、それを言いたくなる程の問題なのだから、少なくとも任意準備金に見合うようなものでなければならぬとした。

「五は私も絶対になきゃならぬ規定とも思わないですがねえ。しかしこの程度言いたくなるくらいの問題なんだから、少なくとも任意準備金に見合うようなものでない」と。(同速記録一一四頁)

これに対し、大住委員は、任意準備金があっても大きな資本損失があるときは任意準備金では足りないものであり、会社の不可抗力によって損失が生じた場合にはこの限りでないくらいのことを考えてやっても良いのではないかとした。

「任意準備金がありましてでも大きな資本損失がありますれば任意準備金なんかくってしまつて足りないという場合もあり得るわけなんですよ。ですからもしそういう場合を除外するにはやはり、会社が不可抗力によって資本の欠損

を生じた場合にはこの限りでない、くらいのことは考えてやってもいいんじゃないですか。」（同速記録一一四頁）

この意見を受けて、金子委員は、偶発的な損失発生の場合を考えて欲しいとの要望を繰り返した。

「それを言いかえてみますと、半期決算であつて、前に取締役の責任で金銭の分配をするときに、これを総会にかけたつて通りますよ。そしてその次の半期に、今度は全く配当ができないような事態に会社がなるという例は私はあると思います。

ですからそういうときの問題をただ考えといていただかないと、取締役として幾ら、どんな賢明な先見性のある場合でも、これから先どういふ事態が起こるかという・・・いま申し上げた取締役の見通しについて責任があるような問題は、これはもう一つのこいう五は可能、不可能は別としてお書きになつたといつても、それはそういう問題は非常に慎重にしるという警告にはなると思いますが、しかしそうでない偶発的な問題であつたらば、株主総会に了解を得たつてその株主総会において何らそういう懸念がなくて通つてしまふというようなケースだつて私は起り得ると思います。」（同速記録一一四—一一五頁）

「ぜひお願いします。」（同速記録一一五頁）

そこで、鈴木小委員長は、その点は一度幹事の方で考えもらうということとした。

「その点はもう一度幹事のほうで考えてもらいましょう。」（同速記録一一五頁）

2 会社に留保されている利益

つぎに、大住委員は、「会社に留保されている利益」(別案3)には、期首から中間配当するまでに生じた利益を含むのかと、その語句の意義を質した。

「それからこの語句の問題でね。

『会社に留保されている利益』これは資本準備金のところにも『留保した利益』というのがある、これは期首から中間配当するときまでに生じた利益を含むのですか。含まないんですか。」(同速記録一一五頁)

これに対し、鈴木小委員長は、含まない積もりだと答えた。

「含まないつもりです。」(同速記録一一五頁)

しかし、大住委員は、それじゃ損した場合はどうなるのか、留保したというのはどういう意味なのか質した。

「それじゃ損した場合はどうなるんですか。留保された利益は減っているんでしょう。留保したというのはどうい
うんですか。会社に残してあると解すれば・・・。」(同速記録一一五頁)

これに対し、鈴木小委員長は、総会決議によって留保したという意味ではないかとした。

「総会の決議によって留保したという意味じゃないんですか。」（同速記録一六頁）

しかし、大住委員は、これに対しても、総会決議がなくても留保されているものは留保されているのではないかと反論した。

「総会の決議がなくなつて留保されているのは留保されているんですからねえ……これは……。」（同速記録一六頁）

この意見を受けて。鈴木小委員長は、言葉が悪ければ直してもいいと讓歩した。

「そう見えれば……ことが悪ければ直してもいいんですけれども……。」（同速記録一六頁）

さらに、大住委員は、総会の決議がなければ留保できないのだから、当期の利益に入らないんだという味村幹事の意見は少し独断に過ぎると批判し、もしそういう意味ならもう少しはつきり書くべきであるとした。

「資本準備金のところにもそういう文句があつて、大体これは味村幹事のお説ですが、総会の決議がなければ留保できないもんだ。だから当期の利益に入らないんだという御意見ですが、その御意見は少し独断過ぎるというふうに思うんでね、ですからここで同じように解釈されるとちょっとどうか……もう少しはつきり……そういう意味

ならばもう少しはつきり書いたらどうかというふうに考えるんですが・・・。」(同速記録一六頁)

これに対し、鈴木小委員長は、留保という行為があつて留保するんであつて、その留保することができるのは総会だという考え方じゃないかというのが味村幹事の考え方ではないかと付度した。

「まあおそらく味村説の考え方は、留保というのは客観的な事実・・・自然に留保されるものじゃなくて、留保という行為があつて留保するんであつて、その留保することができるのは総会だという考え方じゃないですか。」(同速記録一六頁)

しかし、この説明にも大住委員は納得せず、その留保が減った場合には、留保は減るのか、期首から中間配当までの損は控除しなくてもいいのか、現実にはなくなつてしまつているのに、それを留保された利益というのはおかしい、したがつて、かつてな解釈ができないように、もう少しはつきり書いてもらいたいと強く要望した。

「その留保が減った場合にはどうなりますか。減った場合には留保が減るんですか減らないんですか。任意準備金がありましても、期首から配当するときまでに当期の利益がマイナスだった。しかしこれはいつも季節の関係で、あとの半期じゃ出るんだという企業があるんですよ。その場合の留保されているという場合にね、期首からいままでの損は控除しなくてもいいんですか。」(同速記録一六頁—一七頁)

「だけどそういう場合は留保された利益が減つちやつていますよ。現実にはないんですよ。ないものを留保さ

れた利益というのはおかしいじゃないですか。」（同速記録一一七頁）

「見込みは十分あるんですよ。見込みは十分あるんですけどね、その留保された利益はないんですよ、すでにもうそのときには減っておるんですよ。」（同速記録一一七頁）

「かつてな解釈ができないようにね、もう少しはつきり書いてもらいたいと思うんですよ。」（同速記録一一七頁）

そして、大住委員は、二九〇条の第一項のように、前期の純資産額から資本と法定準備金を引くとか何とかいうような表現を使えばはつきりすると提案した。

「二九〇条の第一項のように、前期の純資産額から資本と法定準備金を引くとか何とかいうような表現を使えばはつきりするんですけど・・・。」（同速記録一一七頁）

これに対し、鈴木小委員長は、書こうとしている気持ちは任意準備金及び後期繰越金の額という意味であると弁明した。

「そういった場合は・・・。」（同速記録一一七頁）

「そちらのほうは前のほうの配当することができる見込みのほうの問題で・・・。」（同速記録一一七頁）

「だからね、もうすぐに任意準備金なり後期繰越金なりという言葉でもって書ければね・・・。」（同速記録一一七頁）

「だから、任意準備金とかあるいは繰越利益というようなものを含めた形で文字を商法の上で使っちゃったらど

うかという感じがするんですがね、こういうあいまいなことばでなくて。」(同速記録一一七頁)

「これは表現は考えてもいいかもしれませんがね、書こうとしている気持ちは今おしやった任意準備金及び後期繰越金の額ということなんですよね。」(同速記録一一七—一一八頁)

しかし、このような鈴木小委員長の弁明に対しても、大住委員は、二八八条の二の場合と中間配当の場合とで違った解釈となる味村幹事の考え方に疑問を示すとともに、ないものは引かれない、との先の主張を繰り返した。

「ところが、二八八条の二の資本準備金ですね。この留保されたというのは当然期首から合併期日までの利益は当然減ってしまっているんですよ。減ってしまっているんですから留保されたものがないんですね。ですから二八八条の二の場合には当期の損は引くんだ、こつちの場合には引かなくてもいいんだという違った解釈・・・。」(同速記録一一八頁)

「ないものは引かれないんですからね。二八八条の二は、これは引かないんだといったって利益はないんだから・・・たとえば利益準備金・・・。」(同速記録一一八頁)

「たとえば資本準備金が何百万円あると、合併期日までにそれ以上損したら留保した利益はないんですよ、もう。」(同速記録一一八頁)

「だから当然当期の損失は引かなきゃならないんです。純資産がないんですからね。」(同速記録一一八頁)

「留保された利益といっておきながら資本準備金の場合には当期の損失を引くんだ。これは引かなくてもいいんだというふうな解釈だとも納得できないんですね。」(同速記録一一九頁)

「ことに財産法の考え方に従いますと純資産がないのに利益があるはずはないんですから。」（同速記録一一九頁）
「可能というよりも資産がそれだけふえているんだからどこかからもつてこなきゃいけないんですよ。とにかく現実に利益が出ているということを・・・。」（同速記録一一九頁）

「それはまあそれで一応納得するとして、マイナスになったときどうするかというんですよ。マイナスになったときに、こつちは引かなくてもいいんだ、今度の案はひかなくてもいいんだ、と。この資本準備金は当然引かなくてもいいんだ。」（同速記録一二〇頁）

「いやそうじゃないんですよ。これはね、前の半年は損をしてあとの半年で利益が出るという企業は幾らでもあるんですよ。だから一年決算にしろという主張が出てきたんです。前とうしろと同じなら一年決算にする必要性もあまりないわけなんですよね。」（同速記録一二〇頁）

「同じ文句である場合には損を引く、ある場合には引かなくなってもいいんだというふうなことがわからないと、こゝう申し上げているんです。」（同速記録一二二頁）

これに対し、味村幹事は、先に大住委員が味村幹事の考え方として紹介したように解釈している。すなわち、利益の中から留保した額という意味であり、これに対し純資産額は増減するので決算しないとわからないというのが自分の考えであると説明した。

「私のほうは、今大住委員が私の説として御紹介されたように解釈しておりますので・・・（笑声）それと同じだと・・・。」（同速記録一一八頁）

「利益の中から留保した額という意味でございますね。そういうふう読んで・・・。」（同速記録一一八頁）
「資本準備金とは別に、純資産額はふえたり減つたりするわけでございます。こちらのほうはもう留保したわけでございますので・・・まあ帳じりでございますから決算してみないと出ないんじゃないかというのが私の考えでございます。」（同速記録一一九頁）

しかし、鈴木小委員長は、味村幹事のような解釈は、五号（取締役の差額弁済責任）からくるのではないかとする。

「それはほかのほうからくるんじゃないの」（同速記録一一八頁）

「これは五号でもつてくるんじゃないですか。今のような結果財産の価格がこれに・・・。」（同速記録一一九頁）

とともに、鈴木小委員長は、大任委員の意見によると、たとえば合併の場合に任意準備金の引き継ぎをやるうとうときに、今まで過去の総会において任意準備金になっていたもの、プラス合併差益、それを一緒に任意準備金に上げることができるということになる可能性があるが、任意に引き継ぐわけにはいかないというのが味村的な考え方ではないか、引かなくてもいいというのは、五号の取締役の差額弁済責任があるからではないか、という。

「見ようによりますとね、たとえば合併をする場合に任意準備金の引き継ぎをやるうとうときに、今まで過去の総会において任意準備金になっていたもの、プラスの合併期日までの利益と見込まれるものあるいは利益として現実にあるもの、それを一緒に任意準備金に上げることができるかという問題が出てくるわけですね。大任委員のように

言われると、これも可能なことになっちゃいそうな気がするんですけどね。」（同速記録一一九頁）

「これはだから、任意に引き継ぐわけにはいかないんじゃないかというのが今の留保というのを味村的に考えればそうなるんですよ。」（同速記録一二〇頁）

「引かなくてもいいということになるのは、五号があるから—これもこまかく考えないと、私もうっかりしたこととも言えませんが—減つていればそもそも出てくる額が・・・。」（同速記録一二〇頁）

これに対し、味村幹事は、合併差益は直接の問題ではないということと提案していることにつき理解を求めた。

「合併差益のところはいろいろ御議論はあるかと思えますけど、直接の問題でございませんで・・・ここではそういうつもりで出しているということを御了解いただきたいと思えます。」（同速記録一二〇頁）

そこで、鈴木小委員長は、文章の字句は、変えた方がよければ、変えてもらうことにするとの提案をした。

「文章の字句は変えますよ。もし変えたほうがよければね、変えてもらうことにしますけれども・・・。」（同速記録一二〇頁）

3 中間配当額の決定時点

次いで、金子委員は、「配当する金銭の額」（別案3）の決定の時点を、見込みを決めるときの時点なのか、前期末

なのかと質した。

「これは三の場合の時点……いま大住委員の御意見もありましたが、見込みを決めるときの時点なのか、前期末という時点をとらえるのか……。」(同速記録一二二頁)

この質問に対し、立案者の味村幹事は、前期末の積もりであると回答した。

「前期末のつもりでございます。」(同速記録)

4 最近の一年間における配当額

次に、鈴木小委員長は、「最近の一年間における配当額」(別案3)というのは、現金配当の額なのか、それとも株式配当の額なのか、と味村幹事に質した。

「そうすると配当額と書いてある、最近一年間における配当額と書いてあるのは、これは現金配当の額なんですけれども株配の額を……。」(同速記録一二二頁)

「両方とも含むつもり。」(同速記録一二二頁)

これに対し、味村幹事は、両方の積もりであると答えた。

「両方のつもりでございます。」（同速記録一二二頁）

「はい。」（同速記録一二二頁）

5 増資と配当額

そこで、大住委員は、現実の配当額だとすると、増資の部分は含まないことになるのか質した。

「増資になった場合には配当額ですか、現実の。」（同速記録一二二頁）

「そうすると増資の部分は含まないんですね。」（同速記録一二二頁）

これに対し、味村幹事は、これを肯定し、それだけ減配となると答えた。

「そうでございます。」（同速記録一二二頁）

「はい。ですからそれだけ減配と・・・。」（同速記録一二二頁）

しかし、鈴木小委員長は、それはまずいのではないかと危惧した。

「そのところがちょっとね、ある意味ではまずいですよ、それはね。」（同速記録一二二頁）

しかし、味村幹事は、増資になれば減配というのは常識であると反論した。

「しかし増資になれば減配というのはまあ常識という感じも・・・（笑声）。」（同速記録一二二頁）

大住委員も、そうになると、中間配当の額は、「二年間における配当額の二分の一」（別案3）だから、前々期は八分やって前期増資した結果六分になったとすると、両方合わせて七分となり、現実には三分五厘しかできないということになるのかと、質した。

—法律論叢—

「まあそりゃあいんですけれどもね、すでに増資をして減配した・・・去年の上半期は八分の配当をした、それから下半期は六分だった、と。そうすると七分で、一年分の二分の一しかできないんですね、そうなる。そういうことなんですね。」（同速記録一二二頁）

「一年内における配当額の二分の一ですから、前々期は八分やって前期増資した結果六分になったとすると、両方合わせて七分なんです。現実に三分五厘しかできないということになるわけですね。そうなる。」（同速記録一二二頁）

これに対し、味村幹事は、六分はできるとした。

「六分はできますよ。」（同速記録一二二頁）

この味村幹事の考え方に対し、鈴木小委員長は、増資をしない場合を前提に、そうすると前期で一割配当し、後期で八分配当になってしまった場合でも、九分の配当はできるということになってしまふのではないかと疑問を示した。

「逆に利益がスローダウンしてきて、前期においては一割した。後期においては八分になっちゃった、という場合でも九分の配当はできるということになる。」（同速記録一二二頁）

「ええ、増資をしない場合だって起こるんですよ。だから……。」（同速記録一二三頁）

また、味村幹事も、鈴木小委員長のように、増資をしない場合には鈴木小委員長の指摘のようになることを否定しない。

「小委員長のおっしゃったように、増資をしない場合……。」（同速記録一二三頁）

しかし、大住委員は、増資の場合を前提に、増資をした場合には資本は増えてるわけだから、同じ配当をしていても、必ず減っていくが、そのような意味なのかと質した。

「いやですけどもね。資本がふえているんですからね。配当額というのは全体の配当額という意味なんです。よう。」（同速記録一二二頁）

「いや、増資をした場合には必ず、同じ配当をしていても減っていきますね。たとえば倍額増資をして前々期は一

億円やった、今期は倍額増資して二億円やったことになれば、今度も二億円でできるはずなのに、三億円の半分で一億五千万円しかできないという・・・。」(同速記録一二三頁)

「いや、そういう意味になるといふんじゃなくて、そういう意味なんですかと聞いておるんです。」(同速記録一二三頁)

これに対し、鈴木小委員長は、この書き方からすれば、そういう意味なんだとともに、配当率の観念を入れてくるといふ方法もあることを示した。

「これはほんとうは、ほんとうはどうか・・・。」(同速記録一二三頁)

「そういう意味なんですよ。この書き方からすれば、だから書き方とすればもう一つ考えられるのは、前期における配当の率を超えないようにしろということ、言えは言いたいんですけどね、言うとは今度は無額面のときに困っちゃうもんだから、それでそういうことはちよつと使えなくなっちゃったというか、あるいは無額面のときも同じような率の観念を入れてくるといふことをすれば別問題ですけどね。」(同速記録一二三頁)

そこで、大住委員は、資本に対する率ということを示唆し、そういう意味なのかと味村幹事に確認を求めた。

「資本に対する率ということにすればいいんじゃないですか。」(一二三頁)

「資本に対する率ならば、増資の倍払っても資本に対する率は同じなんですよ。」(同速記録一二四頁)

二四頁)

「だから資本の総額に対する率を超えてはいけないというふうにしてもいいんじゃないですかねえ。」(同速記録一二四頁)

「いや、そういう意味ですかということを書いてあるんです。」(同速記録一二四頁)

また、鈴木小委員長は、一株当たりの率ということ述べた。

「一株当たりの率。」(同速記録一二四頁)

この大住委員及び鈴木小委員長の意見に対し、味村幹事は、それでもまた半分といわなければならないと指摘した。

「それでもまた半分といわなきゃならないんです。」(同速記録一二四頁)

鈴木小委員長も、率にしても結局同じことになることを認めた。

「同じことなんだなあ・・・。」(同速記録一二四頁)

「だからそれも二分の一なんだな、要するに。」(同速記録一二四頁)

「前期の中間配当までの時期に倍額増資がかりに起こつたら当然半分になっちゃうんですよ。」(同速記録一二五頁)

そして、味村幹事は、いろいろ考え方はあるが、これは額で押さえているのであり、そういうことになる」と説明した。

「そういうことですね。」（同速記録一二四頁）

「それはいろいろ考え方はあると思いますが、しかし……。」（同速記録一二四頁）

「これは額で押さえてあるわけでございます。」（同速記録一二五頁）

「配当額の……。」（同速記録一二五頁）

しかし、経団連の金子委員は、この説明に納得せず、それでは、前期途中で増資がされたような場合には、会社のもので配当する対象が違っているのに、全然違う前の物差しではかるといふようなことになっちゃうのであり、そのところを何とか救済しないとイケないのではないかと懸念した。

「ただ実際問題といたしますと、増資というものを前期途中でした、そうすれば増資以後の配当というものは、途中で金銭分配を一応するにいたしましたとしても、その増資をしたものに対してわれわれは当然考えていかなければならない。それを、増資前の額で押さえますと、増資前と増資後というものは前期は中途半端になっているから、絶対額では、その割合では今期配当ができないことは、これは実際問題としてちよつと支障がございますね。」

会社のそれだけの配当する対象が違っているのに、全然違う前のものさしではかるといふようなことになっちゃう。そのところを何とか救っていただかないといけないんじゃないかなあ。」（同速記録一二五頁）

「それはもうやっぱ非常に問題ですね。」

会社としては増資をした後のあらゆる資本構成なり、増資に対する配当というものは総合基準として考えていかなきゃならないのになにか全然違うものさしでしるばるといふことはおかしいんじゃないですか。」（同速記録一二五頁）

また、大住委員は、配当額というけど、建設利息の場合は、〃資本に対する．．．〃と書いていると指摘した。

「配当額というけど、こつちは、建設利息の場合は〃資本に対する．．．〃と書いてあるんですね。」（同速記録一二五—一二六頁）

また、鈴木小委員長も、これを認め、率の観念を入れるという考えを示した。

「そうですね。〃前期の配当額の資本に対する．．．〃どうかなあ。何と書くか知らんけれども、率の観念を入れればまだ．．．そしてあとは見込みのところではぼる、ということ。」（同速記録一二六頁）

しかし、味村幹事は、これはあくまでも仮の分配だから、最後は上手く行くんで、その間は我慢して貰えないかと試案の維持に固執した。

「まあこれはあくまで仮の分配でございますから．．．最後には何とかうまくいくんで、その間をしんぼうしていただくわけにはいかんでしょうかねえ（笑声）。」（同速記録一二六頁）

「結局その分だけ配当落ちが減るわけでございますから、まあつじつまは合うんだとは思ってんですけどね（笑声）」
 （同速記録一二六頁）

しかし、金子委員は、企業家の立場から、それをやると株主が離れてしまうことを心配し、一年決算にしても実際はまあ決算のような形で行えるというならば条文の形もそうしていただきたいと要望した。

「そうですねえ。それがやはり、株主がこの間に移転いたしますからねえ、これはなかなかむずかしい問題ですよ」
 （同速記録一二六頁）

「まあ、内払いだとおっしゃるんでしょうからね。それはやはり、現実の問題は、形は一年決算にしても実際はまあ決算のような形で行ないたい、というところを、できるだけ条文もそれに合わせていただければ・・・行なえるというならばそうしていただきたい。」

それからまた、不堅実とか堅実とかいうものについても、それは増資をすればそれだけの力がついているんですから、それだけのものが運営されていなきゃならないですから、これは私はあんまり問題じゃないんじゃないかと思いません。」（同速記録一二六—一二七頁）

6 中間配当の経理処理

そこで、鈴木小委員長は、別案6のように、払ったものは資産に計上し、配当する金額からそれを控除して支払うという形にせざるを得ないのではないかとした。

「まあ、六のような形にはなるんでしようねえ。やっちゃったやつは、繰延資産かどうか知らんけど、とにかくない金だけど一応資産のほうに入れなけりや利益が出てこないんだなあ。払ったものは資産に計上する、と。それから配当する金額からはそれを控除して支払う、と。」（同速記録一二七頁）

これに対し、大住委員は、これは資本の部から控除の形式で表示するか、あるいは資産の部に計上するかという表示の方法・形式の問題であり、したがって、それは商法に書かなくても、計算書類規則に書けば済む問題であると別の意見を述べた。

「これは表示のしかたですから、資本の部から控除するという考えも成り立つですね。」（同速記録一二七頁）

「ええ、そういう表示方法も成り立つわけですよ。」（同速記録一二七頁）

「ただ表示の方法ですからね。これは商法に書かなくたって計算書類規則に書いたっていいんじゃないですか。」（同速記録一二八頁）

「いや、ただ表示の形式ですからねえ。たとえば自己株式を資本から引くか資産の部に入れるか、というだけの話でしょう。」（同速記録一二七—一二八頁）

「だから、自己株式については計算書類規則にあるんですから・・・商法にやないんですよ、表示の方法は。だからそうなる则表示の方法としてどっちでもいいんで、特に法律で規定しなきゃならんというほどのものじゃないと思うんですがねえ。」（同速記録一二八頁）

「ええ、利益としては出るんですよ。ただ控除の形式で表示するか、借方の資産の部に計上するかというだけの話

じゃないんですか。」(同速記録一二八頁)

「いや会計の資本金じゃないですよ。資本ですよ。会計で資本金というのは・・・計算書類規則で資本金というのは表示資本のことをいいます。そうじゃないですよ。資本というのはね、資本金とプラス準備金とプラス剰余金をまぜたものが資本なんです。だから資本の部から控除の形式で表示するか、あるいは資産の部に計上するかというのは、これは本質の問題でなく表示の問題に過ぎないと思うんですがねえ。

株主にとつてもどっちがいいかといえば、これだけ利益が少なくなつたんだから株主は配当がもらえないんだなという事で、株主はそのほうがはつきりわかるかもしれないですよ。利益は十億あるんだけど、中間配当として五億払っているんだから、あと十億もらえるわけじゃないんだなという事は、株主としてはそのほうが、今期の配当額を推定し得る点では便利なんですな。」(同速記録一二八—一二九頁)

「ええ、表示して、ただ控除の形式で引く。資本の合計から引くという。だからそれは単に表示の問題であつて、特に資本の部に計上しなきゃならないというほど強制する必要はないというんですよ。これでもいいんですよ。」(同速記録一三〇頁)

「ですからむしろ計算書類規則に規定すべきものじゃないかと思うんです。自己株式を資産にするか、資本の部から控除するかというのと同じ問題じゃないんですかねえ。」(同速記録一三〇頁)

鈴木小委員長も、資本から控除するという大住委員の考えに一定の理解を示した。

「資本の部から控除する、ねえ。ああ、そうだ。利益をそれだけ払つたものは資本から差つ引いちゃうわけね。」(同

速記録一二七頁)

しかし、鈴木小委員長は、他方で、本案は、資本を減らさないで行きたいという考えではないかと、本案の意向を付度し、このような形のほうが、今期の配当額がわかるのではないかとした。

「だからおそらく別案じゃない本案の考え方によれば、任意準備金を差引きやあ同じことになることはなるんですね。だけどそういう形をとりたくないから、資本を減らさないでいきたいという考え方でしよう。」(同速記録一二七頁)

「資本や準備金を減らしたんじゃ、同じ結果が出るにしたっていやだという考え方があるから・・・それでなけりや本案をとっていいんですよ。減らしてしまってもよけりや。」(同速記録一二七頁)

「そうですか。このほうが今期の配当額はわかりませんか。こういう形のほうが。」(同速記録一二九頁)

「ええ、そのとおりです。」(同速記録一三〇頁)

そして、金子委員も、本案は仮払的な考え方であり、そのほうが会計処理としてはしやすく、これは経理処理の問題ではないかとした。

「これは仮払的な考え方ですね。そのほうが会計処理としては非常にしやすいんですね。」(同速記録一二七頁)

「会社側から言えば、前には金銭を分配してあって、そうして仮払いに載っている。そうすると一体今期の利益は

幾らかということは、そういうものにかかわらず、営業報告書でこれだけの利益が今期は出ました。これを配当に回します。そのかわり現金の支払いは前に現金で渡した分を差し引いてお払いします。残りの差つ引いた分は前に現金で立てかえておりますから、現金が仮払いに戻って仮払いが消える、と、まあこういうふうには書いておありになるようにちよつと思うんですが・・・。」(同速記録一二九頁)

「で、いま大住委員のおっしゃるのは、そうではなく今期の利益というものは、もう払ったものは差つ引いたものということになりますと、ただ今期全体の一年間の営業成績というものは、あくまでも会社としてはこれだけ利益があつたということをやっぱり表示したいでしょうなあ。」(同速記録一三〇頁)

「まあ経理処理の問題になりますかねえ。」(同速記録一三〇頁)

他方、味村幹事は、本案は、分配した金額を含めた金額が利益として出て、その利益について処分決議をする、配当決議をするという考え方であるとの理解から、大住委員の意見によると、分配した金銭を差し引いて利益処分をすることに、本案の考え方と異なるのではないかと指摘した。しかし、最終的には大住委員の意見は、資本金から控除することであることを再確認した。

「大住委員が言われるようになりますと、分配した金銭を引いた額について利益処分をするということになるんじゃないでしょうか。」(同速記録一二八頁)

「ええ、だから表示でこれを引いてしまいますと・・・。」(同速記録一二八頁)

「この考えは、分配した金額を含めた金額が利益として出て、その利益について処分決議をする、配当決議をする

という考え・・・。」（同速記録一二八頁）

「ああ、大住委員の考え方は資本金から控除するということですか。そうならば・・・。」（同速記録一二八頁）

7 利益剰余金の控除

田中委員は、別案3の「会社に留保されてる利益の額」から控除すべき「利益準備金の額」に関し、定款で任意準備金として積み立てている額とか、第三者との契約で払う、たとえば社債償還準備金のようなものは、控除することを考えなくてもよいのかと質した。

「三項のさっきの額ですがね、利益準備金を除いた残りの剰余金を越えないことを要するという点についてですが、あれはどうなんでしょうか、定款で任意準備金として積み立てている額とか、あるいは法定準備金ではないけれども第三者との契約で払う、たとえば社債の償還準備金とかいうたぐいのものを、剰余金から控除するということを考えなくてもいいですかなあ。」（同速記録一三〇頁）

「見込みがあるかどうかというところで片っ方で押さえるからというお考えかもしれんけれども、この任意準備金というものがやはりそれぞれ紐つきであり、その中には中間配当の勘定の考慮に入れないほうがいいというものもあるんじゃないか、という気がしますが、どうでしょうか。」（同速記録一三一頁）

これに対し、鈴木小委員長は、利益処分として行われていても、それは、ある意味では社債権者の利益のために積み立てているようなものなので、利益とは言えないんだという考え方もあり得るかもしれませんがねと、田中委員の意

見に理解を示した。

「そうですねえ、目的の・・・。」(同速記録一三二頁)

「利益処分として行なわれていてもそれは株主の計算に属しないものなので、ある意味では社債権者の利益のために積み立てているようなものなので、それは利益とは言えないんだという考え方もあり得るかもしれませんがねえ。」(同速記録一三二頁)

しかし、立案者の味村幹事は、社債償還準備金の積立は、社債契約上の問題で、商法上の要請ではなく、積み立てなくても負債として載っているので、格別の支障は生じないと反論した。

「それは、社債契約上の問題で、それを積み立てておかなければ社債契約違反になるわけでございますね。それを積み立てなきゃならないというのは商法上の要請ではございませんので、積み立ててなくても社債だけは負債として載っておりますから、別にそれほど支障は私はないと思うんですが、ですからこの金銭の分配をするときにか、つまり通常の配当の場合でも社債契約があるからそれを積み立てておこうということになるので、これを金銭の分配をするときに、社債契約があるからこれだけ残しておこうということになるんじゃないかと。当然取締役のほうでそういうことをお考えになってやられるんじゃないかと思うのですけど。」(同速記録一三二頁)

「社債は発行した以上負債として全額載つかるわけでございますから、償還期がくれば当然償還できるだけの資産と残っているはずでございますね。形は違っておりますけれども、それに社債償還準備金をさらに加えて積み

増ししろというのはいわば社債権者のほうからいえば安全を重んじて積むことを要求しているだけでございますので、たとえ積まなくても社債を債務として計上すれば、一応はそれに見合う財産はあるはずでございます。赤字が出ない限りは。ですから、それは要するに社債契約上の問題でそれを積まなければ社債の償還時期が来るとか期限の利益を失うとかいう問題になってくるので、そういうことを避けようと思えばやはり社債契約に基づいて社債契約に従った社債償還準備金を積んでいるというだけの問題で、そういう契約を守らなきゃならん義務というのはいかなる時点においてもあるわけでございますから、それは取締役の忠実義務でもって当然に考慮されるんじゃないかと思ひますので、それをここに書かなくとも当然そういうことになるんじゃないかと思ひます。」（同速記録一三二頁）

しかし、田中委員は、この説明に納得せず、その翌年度位に社債の償還期限がきて多額の弁済を必要とするというような場合、別案上の「営業年度の終わりにおいて利益の配当をすることができる見込み」に関し、考慮すべきではないか、また、さらに退職慰労金を定款で任意準備金として積み立てていく場合には、控除の必要があるのではないかと疑問を述べた。

「さあ、それでよろしいかどうか。まあ営業年度の終わりにおいてその見込みがあるというのは、当該の営業年度の終わりということで、その翌年度くらいに社債の償還がちょうど償還期にきて、多額の弁済を必要とするというような、次の年度の見込みというのはどうなんですか。当然それは考えるべきなのかもしれませんが、この一項の要求には必ずしも直接・・。」（同速記録一三二頁）

「それじゃ、退職給付金の契約によって支給する必要があるけれども、それはやはり準備金として積み立てて引当

金にもつてくるとすれば、それはまあこの問題になりませんが、任意準備金として積み立てていく場合にはやはりある基礎的なことを定款で決めて毎年積み立てていく、そういうものはこの中から除く必要はないのかどうかということもありますね。」(同速記録一三三頁)

「ええ、まあね、そういうことを決めてある場合それは会社・・・。」(同速記録一三三頁)

「ああ、定款によってあれするものはやっぱりあれですか、中間配当の限度の考慮に入らないわけですか。」(同速記録一三三頁)

「まあそうですね。もう少しこの中から控除するものがあるんじゃないか。これでいいかどうか。利益準備金だけを、法定準備金だけを除いたもんでいいかどうか、もう少し控除する必要があるかどうかということなのですがね。」(同速記録一三三—一三四頁)

これに対し、鈴木小委員長及び味村幹事は、そんなことは関係ないと切り捨てた。

鈴木小委員長「これは。そんなことは関係ないでしょう。」(同速記録一三三頁)

味村幹事「ええ、そうでございますね。」(同速記録一三三頁)

鈴木小委員長「だからこれだけじゃ甘過ぎるかという・・・。」(同速記録一三三頁)

他方、大住委員は、田中委員の意見に対し、定款で利益処分として決めるのか、そういう場合には使わないのではないかとするとともに、その意味においても、目的を定めない任意準備金、それから前期繰越利益金の範囲内とか何

とか、はっきり書いたほうが親切じゃないかと提言した。

「定款で定めるんですか、利益の処分として・・・。」（同速記録一三三頁）

「そういう場合にはやっぱり使わないんじゃないですかねえ、定款の定めによって。」（同速記録一三三頁）

「その意味においてもはっきり書くほうがいいんじゃないですか。目的を定めない任意準備金、それから前期繰越利益金の範囲内とか何とかははっきり書いたほうが親切じゃないんですかねえ。」（同速記録一三四頁）

田中委員も、二九〇条の例を出して、書いてもおかしくないのではとした。

「二九〇条の例があるから、書いておかしくないんじゃないかと思えますけどね。」（同速記録一三四頁）

「ですからこれでもいいじゃないですか、二九〇条の範囲で書いてもいいんじゃないですかねえ。それでその中に目的を定めた準備金があつてそれを使った場合には、この中間配当の規定には触れないけれども、ほかの契約の違反であるとかあるいは定款違反であるということになるということで、別に解釈するといんじゃないですか。」（同速記録一三四頁）

しかし、鈴木小委員長は、法定準備金しか入っていないのだから、二九〇条では書けないと反論した。

「それから任意準備金ということばは一つも商法に出ていないものだからね、それで・・・。」（同速記録一三四頁）

「二九〇条では書けないですよ、二九〇条だけじゃあ。法定準備金しか入っていないんだから。」(同速記録二三四頁)

8 本案が別案か

以上のような議論を聞いて、金子委員は、中間配当は取締役の責任の範囲でやるといっても自由ではなく、三によって制約されると解釈しつつも、実際問題として支障のないような範囲にして欲しいと重ねて要望するとともに、「いずれか少ない額」というと普通の会社だと「会社に留保されている利益の額から利益剰余金の額を控除した額」より「最近の一年間における配当額の二分の一」の方が少ないように思うと、本案の方向を伺わせる意見を述べた。

「私のいわゆる法律の読み方から見ますとね、一というのが取締役の全責任において、しかも間違えば自分で負担しなきゃならないという全責任において、営業年度の終わりにおいて配当ができるかどうかということを見込んでやるんだということでありますから、やっぱり営業の実績というものを取締役は見て当然やらなければならぬ。ただその三は、それがあから配当できるとか、前期の二分の一以内ならできるとか、そういうものとは全然違うので、一、二の判断というのは全然別個な判断からやるんだ、と。しかし、幾ら利益があるからといってやはりそこにはまだ中途であるんで総会の決議を得ないからあんまり行き過ぎでは困る。まあある程度までしぼつとこうということでは、一つの制約を、取締役の責任の範囲でやるといっても、自由ではない、三によって制約されるんだ、というような規定だ、と、当然そういうことなんでございませうが・・・私はそう解釈している。

したがって今のようなもので、これがあるからできるんじゃないけれども、これを野放しにすれば何かたくさんやっってしまうような心配がおりになるように思うし、まあそれは明確を期していただくことは差しつかえないんですが、

まあ少なくとも、配当額の二分の一というのも先ほど出たようなあらゆるケースをほんとうに考慮に入れられて・・・私のほうでも研究いたしたいと思いますが、実際の問題として支障のないような範囲にしてください、と同時に、今のような積立金のような問題につきましても、ただこれを非常に多くしていただいたら都合がいいかというのと、配当の二分の一のいづれか少ない額と書いてありますからね、少ない額というところも普通の会社だと、前期の配当の二分の一のほうが少ないように思うんですね。」（同速記録一三四—一三五頁）

「そういう場合もあるんですね。」（同速記録一三六頁）

「だから、一般の会社になると前のほうが少ないということもあり得るでしょうけども。まあ、そのところがいずれにしても少ない額と書いてあるんですから、そうすると前のほうを、こういうふうな条件でこれをやるか、これを明確にさせていただくことはけっこうですが、ただこれはあまり・・・一つの制限の何で、一において取締役の責任ができてくれば、一において配当ができるか、どのくらいやったらいいかという判断を重視するんですから、その辺のところのかね合いを考えていただいて・・・あんまりしぼっちゃっても窮屈になってしまいますねえ。」（同速記録一三六頁）

これに対し、鈴木小委員長は、そういう場合もあるのだろうが、別案が中心となって議論され、本案が問題にされていないかのごとき印象を受けるとの懸念を示した。

「そうでしょうねえ。」（同速記録一三六頁）

「そういう場合もあるでしょうけれども・・・。」（同速記録一三六頁）

「まあ何と申しますか、この案で今のところお話しになっているのは別案がほとんど中心になっているので、本案

はほとんど問題にされていないかのごとき印象を受けるわけですが……。」(同速記録一三六頁)

しかし、大住委員は、やるのなら別案であろうとの意見を述べた。

「まあ、やるんならやっぱり別案でしょうねえ。」(同速記録一三六頁)

そこで、田中委員は、金子委員に対し、別案ではなく本案で差し支えないというのかと、その意向を質した。

「金子委員に伺いたいんですが、別案でなくて一番固い案でも差しつかえないんですか。本案といいますか、別案でない、前の決議で決めた、これでも差しつかえないんですか。」(同速記録一三六頁)

田中委員の質問に対し、鈴木小委員長は、本案だと一応任意準備金を崩さなきゃできないとした上、配当に対する税金の徴収時期はいつかと質した。

「これですと一応任意準備金をくずさなきゃできないんですよ。一応くずして決議するわけですよ。利益をたくさん出して。

これは税金はいつ取られるんだろう。ああ、払うときに取られるんだろう。ああ、払うときに取られるのか。所得税ですが。」(同速記録一三七頁)

この税金の徴収時期に関し、味村幹事は、配当金支払時であると答えた。

「そのときの株主でないともらえないので。そのときの株主というのはまだわからないわけですからね、やっぱり払うときじゃないでしょうか。」（同速記録一三七頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、それなら、本案と別案とでは、この点で変わらないのかとした。

「ならちつとも変わらないか。」（同速記録一三七頁）

しかし、大蔵省の高木事務官は、自己利益は法人税率三五％。配当した分は二六％と税率が違うので、本案をとるか別案をとるかで変わるのではないかと指摘した。

「変わるんじゃないんですか。自己利益というのは三五％の法人税率で配当した分は二六％というように税率が違うんですからね、こういう前に積んだやつは一ぺん三五％払って積んでいるんですから・・・今度は株主に支払いますときには二六％になるかというとならないんです。これはまあ税法の問題ですけれども・・・。」（同速記録一三七頁）

味村幹事も法人税が違ってくるのかと確認した。

「法人税が違ってくるんですか。」（同速記録一三七頁）

そこで、田中委員は、経団連は別案ではないかと受け取った。

「経団連としてどちらかというところ、ぜひ別案でなきゃ、といえばまあ別案が非常に有力になるでしょうし、最初の本案でよければこれは非常に簡単で、規定を設けるにしても・・・。」（同速記録一三七頁）

経団連の金子委員も、経団連は別案だと認めた。

「これは経団連は別案だな、別案だと思います。」（同速記録一三七頁）

ここまで聞いて、大住委員は、本案はあまり意味はないのかと感想を述べた。

「本案はあまり意味ないですかねえ、これは（笑声）」（同速記録一三八頁）

味村幹事も、本案は特に規定を設けなくてもやれるのではないかと、消極的な意見を述べた。

「特に規定を設けなくてもやれるんじゃないかという考えの人もあるだろうと・・・。」（同速記録一三八頁）

9 本案・別案の実質

鈴木小委員長、金子委員及び大住委員は、本案の配当は、中間に配当しているというだけで、その実質は後払いだとする。

鈴木小委員長「これでも中間配当というものに当たるといふことだけれども、確かに中間に配当しているに違ひないですね（笑声）」（同速記録一三八頁）

金子委員「配当は中間にしています。」（同速記録一三八頁）

大住委員「あと払いですよ。これは、あとに半年延ばしているというだけで・・・。」（同速記録一三八頁）

ついで、鈴木小委員長は、別案につき、別案は先払いであり、仮決算というほうで行かなくてもいいのではと述べた。

「そして別案のほうは今度は先払いの感じですね。

ということは、つまり仮決算案というほうでいいだろうということ・・・。」（同速記録一三八頁）

しかし、大住委員は、先払いだとすると、「会社に留保されている利益」の中には当期の利益、すなわち、期首から配当時までの利益が当然入っているのではないかとする。

「でも先払い方式ですからどうも留保したという中には当期の利益が入らなきやおかしいという・・・期首から配

当のときまでの利益ですね。当然入っている。だから留保した利益というのは……。」(同速記録一三八頁)

この意見を聞いて、鈴木小委員長は、そうすると、その利益を確定するための方式を考えなければならぬが、期末の措置と同じ措置をとらなければならぬというのであるなら、総会を開けば、中間配当を行うときでも、一年決算にする必要はないのではないかとこの意見を述べた。

「するとその利益なるものを確定するための方式、確実に利益であるということを保証する方法を考えなきゃいけない。そうすると、やれ公認会計士に見せるとかどうとかいう、全く、期末の措置と同じ措置をやらなきゃならない。ただ総会を開くか開かないかということなんだから。それだったらもう総会をお開きください、と。別に一年決算になさる必要はないでしょう。総会をお開きになったらいいじゃありませんか、といたくなるんですね。

だから言いかえれば……。」(同速記録一三八—一三九頁)

もっとも、鈴木小委員長は、前払方式であっても、この程度の前払しか認めないということで、上限があることを指摘した。

「前払い方式であっても、前払いというのはこの限度の前払しか認めない、ということになると思うんです。」(同速記録一三九頁)

10 前払方式

他方、大住委員は、前払方式については、アメリカの新聞には、期首から今日までに、前月末までに幾らあつて一株当たりの利益が幾らだから、幾らの中間配当をするというふうな新聞は出ていと紹介した。

「前払い方式というのは大体・・・。」（同速記録一三九頁）

「アメリカはどうやっているか知りませんが、新聞を見ますとね、つまり期首から今日までに、前月末までに幾らあつて一株当たりの利益が幾らだから、幾らの中間配当をする、と、こういうふうな新聞は出ていますけどね。」（同速記録一三九頁）

そして、大住委員は、その操作はどうやっているかという鈴木小委員長の質問（同速記録一三九頁）に答え、その操作方法は知らないが、今期の利益を基準にして、一株当たりについて幾らの利益が出たから幾ら配当をすると、年四回位はやっているようだといった。

「それはどういふふうになっているか知りませんが、とにかく今期の利益を基準にしてやっているんですよ。一株当たりについて幾らの利益が出たから幾ら配当をする、と、年四回くらい、三回はやっているようですね。それに確定配当が一回で四回やっているようなんですが。」（同速記録一三九頁）

これに対し、金子委員は、たしかに取締役が中間配当をしようとするときは、前期末から配当をしようという時点

までの利益というものを頭に入れて当然やるが、別案3の制約を受けると、十分前期並の配当ができるという会社も、より少ない留保額によって押さえられてしまうという問題が生じると指摘した。

「確かにあれは取締役が中間配当をしようというときには、前期末から配当をしようという時点までの——大住委員がおっしゃったような——利益というものを頭に入れて、当然やりますね。前にどれだけの留保金があるかないかと、配当金は前の配当の二分の一だとかいうことよりは、実際責任があるんですし、配当の見込みというところで考える場合には、現実の問題をやはり考えて、そしてさらに次の半期の見込みももちろん考慮するということに問題があるんで、ただそれを取締役はやるでしょうけれども、その考え方を、どっかで一つ、ワクをはめとこうというのがこの三のように実は解釈するわけです。

したがって、私どもはどちらかといえば前期の一年間における配当の二分の一というものが、その会社に留保されている利益の額云々から比べて、こちらのほうが小さいのではないかと、一応われわれの会社を想定してそう思ったんですが、しかしそうではなくそれがさらに多いんで片方が少ないんだというところと少ないほうではばれますと、前期配当したという実績並びに今期の見込みからいっても十分前期なみな配当ができるという会社は、より少ない留保額によって押さえられてしまうという……ちよつとその問題は考えておかなくちゃいけないんじゃないかと思えますね。」(同速記録一三九—一四〇頁)

しかし、大住委員は、本案と別案は、取締役の責任が違うだけで、内容は変わらないのであり、中間配当で前払方式といえ、期首から配当するまでの利益を基準にしないと意味をなさいと、重ねて主張した。

「とにかくこれは、法律的にはまさにそのとおりなんですが。常識的にはおかしなことになるんですね。本案によれば、とにかく六カ月後に半分払うと決めれば六カ月後に幾ら損をしても払わなければならないし、取締役の責任にはならない。ところが別案によれば、前期に留保された金額、それから払って—結局同じことなんです、一と。払う金額も財源も同じなんです。だから今期に利益が出なかつたら全責任だぞ、というふうな、本質的にはまさにそのとおりなんです。だけど理屈から言ったらおかしな話になるんですね。ここに百万円利益があるから、半分は今払って、半分は六カ月後に払え、とこういつた場合には、この期には幾ら損が出たって取締役には責任はない、今度は半分だけ取つといて、これは今日払うんだといった場合には今期損が出たやつは責任がある、と、法律的にはまさにそのとおりなんです。だけど常識的に変なことになるし、本案と別案と責任が違うだけで、内容は違わないように思うんですね。

ですから中間配当で前払い方式といえ、期首から配当するときまでの利益を基準にしないと意味をなさないと思うんですがね。」（同速記録一四〇—一四二頁）

11 中間配当と仮決算

そこで、鈴木小委員長は、中間配当のための仮決算をしなければならぬのかと質した。

「そうだとすればあるいは仮決算をやらなきゃならないという・・・。」（同速記録一四二頁）

これに対し、大住委員は、仮決算はやらなくてもいいから、取締役が責任を負えということ、取締役の責任とい

うことが生きてくるのではないかと答えた。

「仮決算やらなくてもいいからおまえたち責任を負え、というんで責任が生きてくるんじゃないかと思うんですよ。」
 (同速記録一四一頁)

これに対し田中委員は、取締役の免責事由という観点からすると、ここで仮決算的なことをする必要があるのではないかと指摘した。

「さつき金子委員の言われた免責事由をつけ加えて、配当するときに見込みがあるかどうかという・・・はつきり見込みがあれば、結局取締役としてもある程度仮決算的なことをここでしてみないと、そういう免責のものができないということも起こり得るかもしれないですね。」(同速記録一四一—一四二頁)

12 別案3の削除

これを聞いて。鈴木小委員長は、それは考え方として別案3を削除せよということかと質した。

「三項を取っちゃうわけですね、考え方としては。」(同速記録一四二頁)

これに対し、大住委員は、別案3は、削除しない、当期の期首から中間配当時まで利益を勘案して決めるというこ

とだと説明した。

「いや三項をとらないんですよ。つまり、前期繰越剰余金ですね。当期の期首からそのときまでの利益を勘案して……。」（同速記録一四二頁）

これに対し、鈴木小委員長は、それはできる見込みがあるかどうかで勘案せざるをえないのではと反論した。

「それはだから、できる見込みがあるかどうかで勘案せざるを得ないでしょう。」（同速記録一四二頁）

しかし、大住委員は、このままだと、見込みがあつて利益がうんと出ていてもそれは使えないと再反論した。

「ところが見込みがあつても、見込みがあつてうんと利益が出てもそれは使えないですね、このままですと。会社に留保されている利益というのは当期の期首から……。」（同速記録一四二頁）

そこで、鈴木小委員長は、別案3の前段を削除すれば、同じことになるのではとした。

「三項を、少なくとも前段をとつてしまう。そうしたら同じことでしょう。」（同速記録一四二頁）

しかし、大住委員は、そうすると。最高限度があいまいになってしまうと、反対した。

「そうするとあいまいになっちゃうんですね。最高限度がね。」(同速記録一四二頁)

それでも、鈴木小委員長は、中間の利益を書くことには消極的であった。

「中間の利益を書くんですね。」(同速記録一四二頁)

しかし、大住委員は、それをやらなければ中間配当の意味にならないのではないかとした。

「だけどそれをやらなければ中間配当の意味にならないんじゃないですかねえ。前払い方式というのは……。」(同速記録一四二頁)

大住委員の意見を聞いて、鈴木小委員長も、それでもいいけれども、それならその限度を確定してもらわなければ困るとした。

「いいんですけれども、それだったらその限度が幾らかということを確認してもらわないとちょっと困る……。」(同速記録一四二頁)

これに対し、大住委員は、確定というなら、決算しろということになると指摘した。

「確定したら決算しちゃうえば、そうなっちゃうんですね（笑声）。」（同速記録一四三頁）

鈴木小委員長は、そこに嫌さがあると、悩みの一旦を明らかにした。

「そこらに何かいやさがあるんでね、困っちゃっている形が出るんですね。」（同速記録一四三頁）

ここで、金子委員は、経団連所属の一般の会社では月次決算をやっているのであり、「利益の配当をすることができ
る見込み」（別案3）を判断する場合には、会社側が今までに利益がどれくらいあるかということを知らないでやるこ
うことはまずないと実状を明らかにした。

「現実には、私どもの一般の会社は月次決算というのをやっているわけですね。今月は、また今月は、ということ
毎月締め切りをやっているんで、だから、商法の適用会社というのを非常に小さいところまでであるという問題
を考えれば、これはまた別でございますが、一応はそういうたてまえになっている。しかも、1の判断をする場
合には、少なくとも会社側は今までに利益がどれくらいあるかということを知らないでやることは、まずない。」（同速記録一四三頁）

大森委員も、前期の準備金だけでやることは、まずないとした。

「前期の準備金だけでやることは、まずない。」(同速記録一四三頁)

その上で、金子委員は、確定するとかしないとかいうよりも、見込みがあるかないかという配当の可能性については、取締役が責任を負うのだから、配当するまでにおける利益を考慮してとか何とかという意味の言葉が欲しいという。

「小委員長がおっしゃるように、決算をしてそれが確定したら、と言われると、それじゃ公認会計士の問題もある程度出てくるから、確定するとかしないとかいうよりも事実その額は基準として、この問題を見込みがあるかないかという配当の可能性については責任を負うんですから十分考えるところですね。そこへ、決算を」ということばを使うと、決算をしたならば何かそこに問題が別になってやかましくなるとすれば、そのときまでに配当するまですべての利益を考慮してとか何とかいう。これは法律語でないけれども、そういう意味がほしいですね。」(同速記録一四三頁)

これに対し、鈴木小委員長は、そういう希望があることはわかるが、今までの利益があったといっても、その利益をそのまま配当できるのかがわからないとした。

「そういう御希望があることはよくわかるんですが、よくわからないのは今までの利益があったといっても、その利益をそのまま配当できるのか、あるいは利益準備金の……。」(同速記録一四四頁)

この意見を聞いて、大住委員は、だからこそ利益準備金を引かなければいけないんだと述べた。

「だから、利益準備金は引かなければいけないんだね。」（同速記録一四四頁）

しかし、鈴木小委員長は、そういう点は、細かいことをどうにか書いていかないといけないが、乱暴な書き方はできないと危惧を示した。

「そういう点は、細かいことをどうにか書いていかないと、あんまり乱暴な書き方もできないわけです。」（同速記録一四四頁）

13 監査役の同意（別案2）

金子委員も、監査役の同意と取締役の非常に重い責任に任せるというやり方では、今のような問題の解決は考えられないのであり、むしろまかせないで、いろいろな点で制約していこうとすると、いまのいろいろの問題を考えると、もつと細かくいろいろの問題を差し加えていかなければいけないのではないかとこの意見を述べた。

「ここに一つのきめ手が、監査役全員の同意ということと、取締役の全責任を非常に強い責任をここにしばつていく、というところで、いまのような問題を、そこで解決されるかどうか。ですから、法文を見ますと、むしろそういうところでもかしちゃうんだ、というところに問題をしばつて、むしろこれをまかさないと、ほんとうにいろいろの

点で制約していこうとすると、いまのいろいろの問題を考えていかなければ、もつと細かくいろいろの問題を差し加えていかなければいけないと思うんです。」(同速記録一四四頁)

しかし、鈴木小委員長は、特例会社については、監査役は期末の方は公認会計士にまかせることができるのに、中間配当は自分で調べなければならぬというおかしなことになるのであり、監査役の同意というのも良くわからないと疑義を示した。

『監査役の同意』というのもちょっとわからない感じがする点があるのはこれもおそらく計算問題に関係しているんでしょね。そうすると、監査役は、期末のほうは大体、公認会計士にまかせ得るわけだけど、中間配当は自分で調べなければならぬという変なアンバランスが、特例会社については出てくるような気がするけれども、監査役だけでいいものかどうか、監査役は、年の初めの半分だけは会計について働くんだ、あとのうしろは会計についてやらなくてもいいんだというのはおかしなものだという・・・。(同速記録一四四—一四五頁)

「主としてやらなくてもいいけれども、主役にこつちがなるといところで・・・それを強く言ったんだけど、監査役の同意ぐらい得させたいという気持ちはもちろんありますけれども、なんだか監査役にしてみると、じゃあうしろの半分もどの程度にやるのか、前の程度もうしろの程度と同じにやっておけばいいのか・・・。」(同速記録一四五頁)

これに対し、大住委員は、公認会計士がやるから、監査役は公認会計士にまかせてもいいなどということとは、経団

連が指導するならわかるが、鈴木小委員長がそのようなことを言っていけないと反論した。

「経団連でそう言うんならいいんですよ。どうせ公認会計士にまかせておくんだからやらなくてもいいんだよ、と経団連で指導するのならいいんですけれど、先生がそういうことをおっしゃっちゃんと思っただけです。」（同速記録一四五頁）

そして、大住委員は、それにしても監査役が「利益の配当をすることができる見込み」がないと言っているにやっただけなのであれば、監査役は文句が言えるのではないかとした。

「しかし、監査役がもし見込みがないのにやっただけという事になれば文句言えるでしょうね。」（同速記録一四五頁）
これに対し、鈴木小委員長は、「利益の配当をすることができる見込み」、つまり利益があつたかどうかは、全部見なければわからないのではないかと反論した。

「見込みがあるかないかということは、つまり、利益があつたかどうかというのは、今のお話ですと全部見なければいけないわけですからね。」（同速記録一四五頁）

しかし、大住委員は、監査役は、公認会計士が監査しようとしまいと、普段から自分で見ているということが前提

ではないかと再反論した。

「だけど、ふだん見ているという前提でしょう。ふだん見ていなければ、期末に何週間見たって経理の内容がわかるもんじゃないですよ。だから、やはり、監査役は、公認会計士がやろうがやるまいが、ふだん見ていなければいけないということが前提になっているんじゃないですか。」（同速記録一四五—一四六頁）

14 準備金ゼロの会社と中間配当

このような議論を経て、鈴木小委員長は、別案を前提にして考えるけれども、一番の問題は、準備金がゼロの会社でも、それまでの利益があれば、それで払ってもいいと考えて良いかということだとした。

「別案というものを前提にして考えますけれども、一番の問題は、準備金が仮に零の会社であっても、それまでの利益があれば、それで払ってもいいと考えていいかということですね。」（同速記録一四六頁）

しかし、味村幹事は、それでは国会を通す自信はないので、断りたいと強く否定した。

「それは私のほうはお断りしたいですね。それでは国会を通す自信がありません。」（同速記録一四六頁）

そして、味村幹事は、それをやると、決算手続は同じなのに、中間配当の場合には株主総会だけを省略するという

ことになるけれども、国会では株主の利益を非常に強調されるので、それは難しいと懸念を表明した。

「それをやると、株主総会で利益処分するときだつてどれだけの利益が出たかを一生懸命公認会計士が調べる、こちらのほうは何も調べないでいいのか、ということになりますと、こんどは公認会計士の監査が必要になってくる。そうすると、全然、決算手続は同じになって、ただ総会だけがオミットということになります。総会だけの省略というのは、株主の利益ということ、国会では非常に強調されますので、その点だけをオミットすることは、難しいと思います。」（同速記録一四六頁）

「配当するのは総会を開けばいいじゃないかと、こういう議論が出たときに、ですね。」（同速記録一四六頁）

しかし、大住委員は、国会はむしろそのほうが喜ぶのではないか、また、これは株主の利益のためにやることであると反論した。

「むしろ国会は、そのほうが喜ぶんじゃないでしょうかね。」（同速記録一四六頁）

「株主に配当しろというんじゃない、株主の利益のためにやるんですがね。」（同速記録一四六頁）

このような味村幹事と大住委員の議論を聞いて、鈴木小委員長は、総会開催の問題はさておき、利益があったことを保障してくれる人が誰かいないと困ると強調した。

「少なくとも総会を開く、開かないという問題をさておいても、利益があつたんだという保障を誰かしてくれる人がいないと困る。それは取締役が責任を背負うんだからかまわんじゃないかと。」（同速記録一四六頁）

15 本案と別案を分ける意味

しかし、大住委員は、この鈴木小委員長の見解には直接答えず、本案は前払方式だといふけれども、経理的には実は後払いであり、本案と別案とを分けることには、あまり意味がないのではないかと述べた。

「その処置は別問題としまして、別案と本案が、片方は後払いだと、これもあと払いなんです。前払い方式だといふけれども実はあと払いなんです。あんまり意味ないんじゃないですかね。別案と本案は。」（同速記録一四七頁）

「本質的にはあれなんですけれど、経理的にはまさにあと払いなんですよ。」（同速記録一四七頁）

「前に決議しておけば六月後に払えと。だから、経過的には同じことになっちゃうんです。それでは後払いとか前払いとかいうことを分ける意味がない。」（同速記録一四七頁）

これに対し、味村幹事は、限度額はあるが、配当決議がある前に支払うのだから、やはり前払い方式であると反論した。

「やっぱり前払いなんです。配当決議がある前に払うわけですからね。」（同速記録一四七頁）

「それは限度額がこれまでだといつてただでございまして、財源だということではないわけなんです。ただ、そ

の限度までにしておいて下さいよということなんです。」（同速記録一四七頁）

鈴木小委員長も、本案と別案は、あまり違うものではないと指摘した。

「逆にいえば、本案と別案とはうんと違うと思つたら間違ひなんで、そう違わないですよ。」（同速記録一四七頁）

とともに、鈴木小委員長は、前払か後払いかを分けようが分けまいが、そんなことは、大住委員が勝手に考えていることで、試案はそのようなことは言っているわけではないと指摘した。

「前払いかあと払いかを分けようが分けまいが、そんなことをちつとも言っているわけじゃないんで、かつてに大住さんが前払いかあと払いとお考えになつていたのであつて・・・。」（同速記録一四七頁）

しかし、大住委員は、中間配当というものは前払い方式か後払い方式の二つしかないのであり、それを無視して両方とも後払いだというのは、中間配当の意味はない、と前の主張を繰り返すとともに、企業家の方でそれでもいいというならかまわないけれども、理屈としてはおかしい、とした。

「中間配当というのはそういうものなんですから。前払い方式かあと払い方式か二つしかないんですからね。それを無視して両方ともあと払いなんだというのは、中間配当の意味はないと思うんですね。」（同速記録一四七頁）

「企業家のほうでそれでもいいというならかまいませんけど、理屈としてはおかしいというんです。」（同速記録一四八頁）

鈴木小委員長も、そもそも中間配当というものを要求する意味があるかどうかさえ疑問だとした。

「意味がないのかも知れず、一体そもそも中間配当というものを要求する意味があるかどうかということさえ疑問なんです。」（同速記録一四八頁）

これに対し、味村幹事は、中間配当は正式な決算をやらないのだから、健全にやってくれ、健全にやるための制限がこれであるということなのであって別に前払だから利益を全部配当するということではないと、反論した。

「中間に金銭を分配する、正式の決算をやらないんだから健全にやって下さいと、健全にやるための制限がこれでございますよということなので、別に前払いだから利益は全部……。」（同速記録一四八頁）

これに対し、大住委員は、さらにそれなら、つまり繰越利益と任意準備金の範囲内でいけるのなら、本案でいけるんだから、何も苦心して別案をつくる必要はない、別案をつくる以上は、内容は本案と違わなければ意味がないと反論した。

「それなら法律をこしらえる必要はないというんですよ。本案でいけるんだから。繰越利益と任意準備金の範囲内でいけるのなら本案でいけるんだから、何も苦心して別案をつくる必要はないじゃないかということになるんですよ。別案をつくる以上は、内容は本案と違わなければ意味がないということを申し上げたんです。」（同速記録一四八頁）

しかし、味村幹事は、株主総会で一部の利益を留保することは、今後の会社の運営のためにこれだけは会社に残して置かなければならないという意味で留保するわけだから、それを後で配当することは、後の配当決議にまかせるといふことであり、中間で取締役会限りで取り崩すなどということは、総会では何も認めているわけではないと再反論した。

「株主総会で一部の利益を留保するというのは、会社の今後の運営のために、これだけはやっぱり会社に残しておかなければならないという意味で留保するわけでございますから、それをあとで配当することは、あとの配当決議にまかせるといふことなんで、中間でそれに相当する額を取締役会限りでとりくずすなどということは、総会では何も認めているわけでも何でもありませんね。」（同速記録一四八頁）

それでも、大住委員は、味村幹事のこの意見に納得せず、何も前の残っている利益を配当するのに、わざわざ難しい制限を付けなくても本案でできるのだから、別案をそんなに難しくすることに意味がないと、先の主張を繰り返した。

「だから、そんなめんどうくさいことをしないで、株主が欲するならば本案でやったらよろしいんですね。何も前の残っている利益を配当するのに、わざわざむずかしいような制限をつけなかったって本案でできるんだから、あとの

案をそんなにむずかしくすることに意味がないということを示し上げているんです。」（同速記録一四九頁）

このような大住委員と味村幹事のやり取りを聞いて、田中委員は、全体のルールとしては大住委員の意見に賛成だけれども、実際には、電力会社、鉄鋼会社、海運会社等では、こんどは中間配当ができなくなる年が起るのであり、そういう方面から不満や、非難を受けることは覚悟しなければならない、とした。

「現実の問題としては、この前話に出ました電力会社、鉄鋼会社等は中間配当ができなくなるというわけですね。その一年間は。それが若干、実世界の抵抗というか摩擦が若干起きる見込みがないことはない。全体のルールとしては、うまく見込みが立ち得れば、私は、大住委員の意見に賛成なんですから、そのために非常にめんどうな規定が、今法務省の当局が、あれだけ強く意見を表明される以上は、われわれとしては、実世界の要望がそういう方面にあることはよく知っているんですけれども、そこまで当局にめんどうをかけるという気はないわけです。政府委員としての責任を非常に生ずるといふ強い態度を言われるとね。ただ、実際においては、電力会社、鉄鋼会社、海運会社等では、こんどは中間配当ができなくなる年が起りますね、そういう方面の不満を、株主なりそれを通じて経団連、その他の方面で非難をこうむることは覚悟しなければならない。」（同速記録一四九頁）

しかし、味村幹事は、経団連も船主協会も前期の任意積立金の範囲内という意見であり、仮決算で計上した利益を加えたものの範囲内という意見は、そういう意見があるという程度のことです、これで実世界の需要をまかなうことができるかと主張した。

「経団連の御意見でも任意積立金の範囲だという御意見でございますし、船主協会も、前期の任意積立金の範囲内とする意見が多い。が、仮決算で計上した利益を加えたものの範囲内とすること、その意見もあるという程度でございます。私は、大体これでも實際界の需要をまかなえるんじゃないかと思つたんですけどね。」（同速記録一五〇頁）

16 違法な中間配当と返還請求

ここで、大住委員は、債権者が返還させるのに、前項（別案3）の違反の場合だけでいいのか、三項の要件は満たしているが、一項の要件を満たしていないとき、あるいは、二項等の要件に反している場合には、債権者が返還請求できることを認める必要があるのではないか、と提案した。

「それから、今の議論とは別のことですが、債権者が返還させるのに、前項の違反だけの場合でいいかどうか。いまの見込みがあるときというのに反しているという第一項に違反した場合を債権者のほうで、その後、損失が多くて、配当された額は任意準備金の額内であり、かつ、最近の一年間における配当額の二分の一以内であつて、三の要件は満たしているけれども、一項の要件を満たしていないんじゃないかというときに争つていつて返還を請求できる、というようなことも認める必要があるんじゃないかとも思いますけれど、どうでしょう。あるいは監査役全員の同意も得ていなかったという、一項、二項等の要件に反しておる場合にも返還請求を認めるほうがいいような気がしますが、どうでしょうか。特に見込みのほうはちょっと問題だと思つてすよ。今のうちに2の要件には合しているけれども、どうもその後、著しく損害が出て、実際の状況は悪いと思われる点、中間配当したものを戻せということが言えるほうが、営業年度の終わりまで待つて、わかつてから取締役の責任等を追及するよりも、その時点においてやるほうが債権

者の救済のためにはいいんじゃないかという気もしますが、いかがでしょうか。」(同速記録一五〇—一五一頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、監査役全員の同意を得ないで中間配当したら、会社債権者は無効だから返還しろということと言えるのかと疑念を、示した。

「よくわからないんだけど、仮に株主総会の決議なくして利益配当があった場合には、会社の債権者は返還の請求はできないものかね。無効になりますということを行っているんじゃないかね。この規定の意味は。だから言いかえれば、監査役全員の同意を得ないで中間配当したら、会社債権者は無効だから返還しろということと言える・・・。それはしようがないと考える・・・。」(同速記録一五一頁)

他方田中委員は、別案の書き方からすると、三項の要件だけが重要で、これに反した場合は返還できるけれども、一項、二項違反の場合には債権者には救済は無いというふうに読まれるのが常識ではないか、とした。

「ただ、こう書いてあると反対解釈みたいに三項の要件だけが重要で、これに反した場合は返還できるけれども、一項、二項の場合は、債権者には救済はない、そういうふうにとれるのは常識でしょう。」(同速記録一五一頁)

しかし、味村幹事は田中委員の指摘するような問題はあるが、「利益の配当をすることができる見込み」の有無を債権者の方で判断するのはむずかしいのではないかと反論した。

「田中委員のおっしゃったような問題はございます。ただ見込みだからどうか、と思いましたが。見込みがあるかないかということ、を債権者のほうで立証するのは、なかなかむずかしいんじゃないかと。」（同速記録一五一頁）

17 株主への告知

（1）告知方法

しかし、田中委員は、そうだからといって救済を与えないということもないと反論するとともに、二項のところ『取締役は遅滞なくその旨を公告する』といって、中間配当を受けるんだということを株主に告知する方法を何か定める必要があるのではないかと提案した。

「そうだからといって救済を与えないということもないんで、できれば与えてもいいんじゃないかという気もしますが、3の要件を満たしているけれども、その後、半期の間、著しい損害が起きたと思われるということで、取締役と債権者との間で意見の相違が生じている、ということはあるだろうと思うんですね。」

それから、二項のところ『取締役は遅滞なくその旨を公告する』といって、中間配当を受けるんだということを株主に告知する方法を何か定める必要があるんじゃないでしょうか。」（同速記録一五一—一五二頁）

（2）告知の時期

この株主への告知方法につき、鈴木小委員長は、田中委員に、どういうときに知らせるのかを質した。

「これは要するに、それがあつたときに株主に知らせよう、といったようなことがあるわけでしょう。本案のほうは、別案はいりませんか。どういふときに知らせるの。」(同速記録一五二頁)

この鈴木小委員長の質問を受けて、株主への告知は、株式の売却、取得等のときに有益であるとともに、別案でこれを落とす、本案の方にだけ入れた理由の説明を求めた。

「だけでも中間配当があれば売らないで置くとか、それによつてどういうことになりますか。株式を売る売らないとか、新しく取得するときの心がまえが違ふんじゃないですか。どうして別案のほうでこれを落とされて、本案のほうだけお入れになつたか、そこがちょっとわからないから伺うわけですがね。」(同速記録一五二頁)

この質問に対し、味村幹事は、別案の方は、取締役会で決議したとたんに配当請求権が発生し、そのときに権利落ちになつてしまふというつもりでいたと釈明した。

「別案のほうは、取締役会で決議したとたんに配当請求権が発生するんじゃないだろうか。だから、そのときに権利落ちになつてしまふというつもりでいたんでございますけど、これはどういふことになりましようかね。あるいは基準日を設けまして……。」(同速記録一五二頁)

(3) 基準日の設定・公告

そこで、田中委員は、基準日設定の必要を質した。

「基準日は設けなければいかなのじゃないですか。」（同速記録一五二頁）

これに対し、味村幹事は、基準日の公告で何とか賄えるのではないかとした。

「基準日を設けますと、さっきのお話しですと基準日を設けて、その三ヶ月後に取締役会で決議なさる、ということになりますと、その基準日に配当落ちということになりますので、現在おやりになっているように基準日の公告をおやりになれば・・・。」（同速記録一五二—一五三頁）

「基準日の公告で何とかまかなえないでしょうか。」（同速記録一五三頁）

これを聞いて、田中委員は、それでいい、株主に何かの形であらかじめ告知する方法があればいいとした。

「それはそれでいいでしょう。株主に何かの形であらかじめ告知する方法があればいいと思うんですがね。」（同速記録一五三頁）

しかし、鈴木小委員長は、別案1の「営業年度の中間の一定の時期」は、基準日ではないと指摘した。

「『一定の時期』というのは定時総会のあと六カ月目ぐらいのところで、『基準日』は、その前の三カ月ぐらいのところにくるんだけど、『時期』というのは基準日じゃないんじゃないんだがな。」（同速記録一五三頁）

この指摘を受けて、味村幹事は、そこら辺を詳細に書いておく必要を認めた。

「もう少しそこら辺を詳しく書いておく必要がありますかね。」（同速記録一五三頁）

これに関連して、田中委員は、株主に告知することにつき、別案ではつきり書くことを求めた。

「株主に告知する関係等がどういふことになるのか、別案のほうははっきりしないように思うんでして、もう少しお考えおき願いたいと思います。」（同速記録一五三頁）

18 本案と別案の選択

ついで、大住委員は、会社としては、本案か別案のどちらかを選択していいということか、別案を規定しても解釈上本案はできないということはないのかと説明を求めた。

「それから、会社としては、本案か別案かどっちか一つをとるんですか。両方どっちも選択的にとっていいということですか。」（同速記録一五三頁）

「たとえば別案規定しても、解釈上、本案はできないことはないですね。」（同速記録一五三頁）

これに対し、味村幹事は、できればすっきりとしたいとの考えを明らかにした。

「それはできればすっきりと・・・。」（同速記録一五三頁）

他方、鈴木小委員長は、解釈上こういうふうになるんだということは言えるのかと質した。

「私も前にこれを、解釈上こういうふうになるんだということを言ったことがあるんだけど、そんなこと解釈上そうなりますか、どこへいっても通りますか、と言われたので、ぼくは通らないのかと置いていたけれども通りますか。」（同速記録一五四頁）

これに対し、大住委員は、できそうだとするとともに、そうすれば経済的には同じなんだから、別案みたいな危険な方法をとらなくても、先に六カ月後の配当を決定しておくことは安全だと応じた。

「できそうに思うんですがね。そうすれば経済的には同じなんだから、こんな別案みたいな危険な方法をとらないで、先に六カ月後の配当を決定しておくことは安全だということになるんですね。」（同速記録一五四頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、安全だろうけれども、明らかに任意準備金が取り崩されて減るといことを会社が嫌がるかどうかの問題だとした。

「安全でしょうね。安全でしょうけれども、ただ、明らかに任意準備金がとりくずされるとい点において減るといことを会社がいやがるかどうか。」(同速記録一五四頁)

また、金子委員は、利益があろうとなかろうと、別案3の条件で絞ることになれば前期末でそのことは大体わかっているのか、総会でワクを貰っておいたほうがいいということがすすきり言えるのかどうか、と大住委員の安全とい意見に疑問を提起した。

「だから、三項の条件をこういふふうにぴたつとしますなら、それは前期末にわかっている、その範囲でやるというなら、総会でワクをいただいて、それで取締役の責任というのはほとんどないことになってしまふなら、それはすすきりすると、今大住委員がおっしゃるわけです。3の六カ月の経過の間に利益が出てきてはいるはずなんです。あるいは損が出てくるかもわかりませんが、それが、何か影響してまいりますと本案とだいぶ違ったニュアンスで、現実には利益が出てきたいことを勘案して1の決議をするんでしようから、むしろ、そこには相当大きな現実の問題としてはからまわりがあるんです。ところが、3は、そういう利益があろうとなかろうと、今のこの条件でしぼることになれば前期末でそのことは大体わかっているんですか。総会でワクをもらっておいたほうがいいということがすすきり言えるのかどうか。」(同速記録一五四—一五五頁)

そこで、大住委員は、こんな危険を踏んでまで別案をやらなくたって、本案でできるなら本案でやっておいたほうがいいとの感想を述べた。

「こんな危険をふんでまで別案をやらなくたって、本案でできるなら本案でやっておいたほうがいいじゃないかという感じがするんです。」（同速記録一五五頁）

しかし、鈴木小委員長は、別案は、本案をひっくり返したものだと考えると、前の総会で任意準備金の範囲内で、年度の総会の配当率の範囲内で、取締役会が決めてよろしいという授權をしたのと同じことであり、ただ、その時までに配当できないような状態が起こったらそれはやつてはいけないと言っている、との意見を述べた。

「ニュアンスはだいぶ違う。私の感じは、別案というものにおいては、配当する見込みがあるときはやれるということより、見込みがないときはやれないという消極的な働き方になってくるんじゃないのかな。だから、結局、本案をひっくり返したものだと考えますと、逆にいえば、前の総会で任意準備金の範囲内において、こんどの総会の配当率の範囲内において取締役会が決めてよろしいですよという授權をしたのと同じことだと。しかし、そのときまでに配当できないような状態が起こったら、それはやつちやいけませんよ。」（同速記録一五五頁）

大住委員は、法律的には鈴木小委員長の言う通りである、しかし、決算をしてみなければ繰越金を食っちゃっているかもしれないのであり、それは危険である、そんな危険を含む位なら、十分に使えるものを配当して半年後に現実に払

うと言った方が安全だといえる、にもかかわらず、別案に走ったのでは、親の心知らずと言うことになる」と反論した。

「法律的にはまさにそのとおりなんですよ。味村幹事の言うように、決算してみなければ繰越金を食っちゃっていいかもしれないんですから、それは危険なんです。そんな危険をふむくらいなら、十分に使えるやつを配当して、半年後に現実に払うと言ったほうが安全だと、だから、せっかく別案をこしらえてあっても別案に走ったのでは親の心何も知らないということになるんですね。」（同速記録一五五頁）

そこで、鈴木小委員長は、別案の5を取れば、監査役と同様に過失責任はないが、「営業年度の終わりにおいて利益の配当をすることができる見込み」がないときに、中間配当をしたときは責任を負うことになるのであり、いいのではないかとした。

「5をとればいいでしょう。5をとって監査役と同じように過失責任というか、見込みがないのにやったときは責任を背負うようになる。」（同速記録一五六頁）

しかし、大住委員は、それでも本案をとった方が安全だとした。

「それでも、とにかく責任はあるんですから、本案をとったほうが安全ですよ。」（同速記録一五六頁）

これに対し、鈴木小委員長は、それは安全だろうけれども、決算を沢山くつつけたが、それを配当するときは勘定に入りませんよという案も、絵に描いた餅みたいなもので、繰越利益を減らすことは嫌がるのではないかと指摘した。

「それは安全でしょうけれども、ほくの感じからいえば、例の・・・決算をたくさんくつつけた、しかし、それを配当するときは勘定に入りませんよ。という案でも、絵にかいたもちみたいなものですよね。配当の關係からいえば、それでも置きたいという気持ちがあるのと同じようなものなんで、繰越利益を減らすことについてはいやなんじゃないのかと思つたんですがね。でも、ほんとうは減ることをいやがる必要はないんですよ。半年たてば実質的には増えているんですからね。」（同速記録一五六頁）

しかし、金子委員は、半年の時間経過というものは非常に大事で、前に見込みで総会で決議してしまつと、株主に期待権が生じてしまつという問題が生じるとした。

「ただ問題は、半年の時間経過というものは非常に大事なんで、前に見込みで総会で決議してしまつと、半年でともかく配当しなければならなくなりますね。ところが、六カ月経過したときに判断して決めるということになれば、取締役の責任において、片方のしほりはございますが、配当するかしないかという可能性については取締役の判断でできますから、いわんや、これは配当をちよつとしくいとすれば、しないか、あるいは減配するか、それで決議ができると思うんです。ところが総会にかけるときには、留保金の範囲内で一応、ワク前取りしちゃうんですね。そうしてしまつて、半年の間に営業成績が低下した場合でも、おそらく株主に期待権ができていますから。」（同速記録一

五六—一五七頁)

「しなければならぬわけですね。」(同速記録一五七頁)

「私は、ワクをいただくのかと思つたから。」(同速記録一五七頁)

「ですから、確定しちゃつたとすれば、もうそれは先のことはどうであつても払わなければならないという……。」

(同速記録一五七—一五八頁)

これを聞いて、田中委員は、期待権ではなく、債権ができるということではないかと指摘するとともに、経団連及び金子委員の意見は別案の方がいいという意見と受け止めた。

「期待権じゃない債権ができるというたてまえじゃないですか。」(同速記録一五七頁)

「しなければならぬでしょう。」

企業経営の立場からいうと、どうも別案のほうがよさそうな気がするんですけど、しかし、経団連、金子委員の御意見は別案のほうがいいようなお話しでしたが。」(同速記録一五七頁)

鈴木小委員長は、別案の方向で行つても要求が違うので、これを大幅に直すことを示唆した。

「別案の方向でいっても要求が違うんだもの、これをうんと直せば……。」(同速記録一五七頁)

ここでまた、大住委員は、経団連がそれでよいと言うのなら、それでいいが、しかし、理屈としてはおかしいと言っているのだと、繰り返した。

「だから、ぼくは自分で主張しているんじゃないんです。そんなに株を持っているわけじゃないんですから。経団連企業家でそれでよろしいというのなら、それでいい。しかし、理屈としてはおかしいと言っているんです。」（同速記録一五七頁）

鈴木小委員長は、そもそも中間配当というのは、理屈からいってあんまりいらないう感じもしくはないとの感想を述べるとともに、一番嚴重なところから出発して考えていったけれども、ここまでしか降りられないというのが幹事の考え方であろうと、立案者の意向を付度し、この日の審議を打ち切った。

「そもそも中間配当なんていうのは、理屈からいってあんまりいらないう感じもしくはないんでね（笑声）」（同速記録一五七頁）

「だから、本案を引っくり返してもよかったです。別案というのを本案のほうに書いてもよかったですかもしれないけれども。しかし、一番嚴重なところから出発して考えていったのだけれども、ここまでしかおられません、というのがきつと幹事の考え方でしょう。」

そこで、この次の委員会をどうするかということですがね……。

それでは、十二月二十五日の十時からいたしますので、できるだけ御出席を願いたいと思います。」（同速記録一五

おわりに

以上本稿は、前号記載分と合わせ、経済界等の各団体に対し行つた意見照会に寄せられた意見、ことに経済界の意見を受けて、改めて民事局参事官室試案の第七から第十、及び中間配当の問題までの審議の様子をまとめたものである。これ以後の問題についての審議の状況は引き続き、紹介する予定である。いずれにせよ、今回の審議では、立法者が最大限経済界の意向を尊重して結論を得ようと努めていることが明らかである。このような立法手法の可否は別として、このようにして成立した法律が実際界との乖離が少なく、実効性のある法律となつたことは当然である。最近の、このような手続を省略した立法との対角にある。

—法律論叢—

注

- (1) 法務省民事局参事官室・株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案についての照会に対する意見（昭和四十三年十一月、商法部会小委員会資料16）九一—〇頁、二二—二四頁。
- (2) 同・同書一〇頁、二四—二五頁。
- (3) 同・同書一一頁、二五頁。

（明治大学名誉教授）